

各 位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号
 日 本 貸 金 業 協 会
 問 合 せ 先 企 画 調 査 部 調 査 課
 電 話 番 号 03-5739-3013
 F A X 番 号 03-5739-3027

資金需要者及び貸金業者向けアンケート調査結果報告

日本貸金業協会では、このほど、貸金業が担う資金供給機能の現状と課題を検証することを目的として、「資金需要者」および「貸金業者」を対象に、アンケート調査を実施しました。

■ 調査概要

1. 資金需要者向け調査

- (1) 調査期間:平成 24 年 8 月 16 日から 8 月 28 日
 (2) 回答者数;

個人の借入利用者:3,714 名 ※ 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他貸金業者から借入残高がある個人の借入利用者を抽出
借入経験のある専業主婦(主夫):665 名 ※ 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他貸金業者から借入経験があり、パート収入含む一切の収入がない専業主婦(主夫)を抽出
借入経験のある事業者:1,650 名 ※ 貸金業者から事業性資金(運転資金・設備資金等)の借入れをしたことがある個人事業主の借入利用者 1,348 名と、本人が経営する会社または所属する会社に貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある小規模企業経営者の借入利用者 302 名を抽出

- (3) 調査方法:インターネット調査法

2. 貸金業者向け調査

- (1) 調査期間:平成 24 年 8 月 13 日から 9 月 7 日
 (2) 回答者数:貸金業者 1,187 業者
 (協会員:850 業者/金融 ADR 手続実施基本契約締結貸金業者:337 業者)
 (3) 調査方法:郵送調査法および電子メールによる調査

■ 目次

調査結果の概要

調査結果の概要P2

調査結果

1. 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より)P5
 2. 資金需要者(個人)の借入状況P6
 3. 資金需要者(専業主婦[主夫])の借入状況 P16
 4. 資金需要者(事業者)の借入状況 P19
 5. 貸金業者の貸付状況 P28
 6. ヤミ金融等非正規業者との接触状況 P38

標本構成

資金需要者向け調査 P40
 貸金業者向け調査 P42

■ 調査結果の概要

1. 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より)

- (1) 平成 18 年 3 月から平成 24 年 3 月までの 6 年間に、登録貸金業者数が 14,236 業者から 2,350 業者へと 83.5%減少している。(P5 図 1)
- (2) 貸金業者の消費者向け貸付の残高は、平成 18 年 3 月の 20.9 兆円から平成 24 年 3 月には 7.8 兆円へと 62.6%の減少、同じく事業者向け貸付の残高は、20.5 兆円から 16.8 兆円へと 18.0%減少している。(P5 図 1)

2. 資金需要者(個人)の借入状況

- (1) 個人の借入利用者の 32.8%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち 59.8%が希望どおりの借入れができたと回答している一方、40.2%が希望どおりの借入れができなかったと回答している。(P6 図 2,3)
- (2) 借入れを申込まなかった個人(67.2%)の 77.0%は、新たな借入れを必要としておらず、その理由としては、「現在の収入の中で生活ができているから」が 84.6%と最も高い。(P7 図 4,5)
- (3) 希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者に対して、借入れができなかった際の行動について調査したところ、生活費(54.3%)や趣味・娯楽費(48.5%)の抑制で対応している一方、家族や親族、友人・知人から借りた(10.8%)等の貸金業者以外からの借入れでも対応している結果となった。(P9 図 7)
- (4) 貸金業者から希望どおりの借入れができなかった個人の利用者の 51.5%が、預金取扱金融機関に新たな借入れを申込み、そのうち 15.8%が「希望どおりの借入れができた」と回答している一方、84.2%が「希望どおりの借入れができなかった」と回答している。(P10 図 8,9)
- (5) 個人の借入利用者が貸金業者を借入先として選ぶ理由では、「審査が早く、緊急の借入れができるから」が 47.5%と最も高く、次いで「無担保で借入れができるから」が 46.3%となっている。(P12 図 13)
- (6) 個人の借入利用者の 36.3%が、「金利が下がったことで、今までよりも借入れしやすくなったと思う」と回答した一方で、「そう思わない」と回答した割合も 32.6%を占める結果となった。(P13 図 14)
- (7) 個人の借入利用者の金利規制変更の必要性に対する意見では、36.1%が「貸付額に応じた上限金利はわかりにくいので、上限金利を一律にした方がよいと思う」と回答している。(P13 図 15)
- (8) 個人の借入利用者の 48.7%が、現在の総量規制は適切であると回答している一方、24.7%が適切でないと回答している。(P14 図 16)
- (9) 総量規制を適切でないと回答した個人の借入利用者の 71.5%が、総量規制を見直した方がよいと回答しており、総量規制の見直しについては、「総量規制は借入者個々の返済可能見込額等に応じて設定するのがよい」が 39.5%と最も高く、次いで「総量規制を撤廃するのがよい」が 26.5%となっている。(P14 図 17)
- (10) 個人の借入利用者の 29.1%が、契約に係る事務手続きを見直す方がよいと回答しており、そのうち 68.8%が簡素化を望んでいる。また、29.2%が貸金業者から交付される書類について見直す方がよいと回答しており、そのうち 75.0%が交付される書類の種類や記載事項が多すぎて分かりづらいとしている。(P15 図 18,19)

3. 資金需要者(専業主婦[主夫])の借入状況

- (1) 借入経験のある専業主婦(主夫)が貸金業者から借入れを行った目的は、「趣味／娯楽費用」が32.0%と最も高く、次いで「衣料費、食費」が26.5%、「住宅ローンの返済」が14.4%となっている。(P16 図20)
- (2) 借入経験のある専業主婦(主夫)が貸金業者を利用する(した)際の借入パターンは、「必要なときに小額・短期で借入れ」が40.0%と最も高く、借入金額は「1万円未満」及び「1万円以上から5万円未満」と回答した割合の合計で57.0%を占めている。(P17 図21,22)
- (3) 借入経験のある専業主婦(主夫)の一定額までなら単独で貸金業者から借入れできるようになった場合に対する意見では、20.3%が「利用したい」、47.4%が「利用したくない」と回答している。(P18 図23)
- (4) 貸金業者から一定額まで単独で借入れができるようになった場合の借入希望金額については、「10万円程度」が31.3%と最も高く、次いで「30万円程度」が16.5%となっている。(P18 図24)

4. 資金需要者(事業者)の借入状況

- (1) 借入経験のある事業者の23.5%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち46.8%が希望どおりの借入れができたと回答している一方、53.2%が希望どおりの借入れができなかったと回答している。(P19 図25,26)
- (2) 借入れを申込まなかった事業者(76.5%)の68.6%は、新たな借入れを必要としておらず、その理由としては、「手元資金で資金繰りがついたから」が82.8%と最も高い。(P20 図27,28)
- (3) 借入経験のある事業者の38.8%が、中小企業金融円滑化法の終了によって資金繰りに影響を受けると回答している。(P22 図31)
- (4) 借入経験のある事業者の50.8%が、「緊急で資金が必要なときに、貸金業者から借入れできるのは便利である」と回答しており、借入目的については「事業の一時的な運転資金」が53.2%と最も高く、次いで「設備投資資金」が32.8%となっている。(P24 図34,35)
- (5) 事業者が貸金業者から借入れを行う際、借入金額は100万円以内が42.5%、借入期間では「1週間以内」から「1年以内」と回答した割合の合計が60.5%となっている。(P25 図36)
- (6) 事業者が貸金業者から借入れを行う際に感じるメリットは、「審査が早く、緊急の借入れができるから」が62.8%と最も多く、次いで「無担保で借入れができるから」が41.9%となっている。(P25 図37)
- (7) 借入経験のある事業者の31.7%が、金利が下がったことで、今までよりも借入れしやすくなったと思うと回答している一方、39.5%がそう思わないと回答している。(P26 図38)
- (8) また、今までよりも審査が厳しくなり借入れしにくくなったと回答した割合は、事業者が31.6%であるのに対し、個人では22.8%となっており、金利規制に対する受け止め方は、個人と事業者に差がでた結果となっている。(P13 図14, P26 図38)
- (9) 借入経験のある事業者の金利規制変更の必要性に対する意見では、39.7%が「貸付額に応じた上限金利はわかりにくいので、上限金利を一律にした方がよいと思う」と回答している。(P26 図39)

- (10) 借入経験のある事業者の 42.6%が、契約に係る事務手続きを見直す必要があると回答しており、そのうち 74.0%が簡素化を望んでいる。(P27 図 40,41)
- (11) 貸金業者からの交付書類に対する意見では、43.9%が交付される書類について見直す必要があると回答しており、そのうち 77.8%が交付される書類の種類や記載事項が多すぎて分かりづらいと回答している。

5. 貸金業者の貸付状況

- (1) 総量規制を理由に消費者向け新規貸付を断った件数の割合を見ると、貸金業者の 20.3%が 1 割程度から 2 割程度と回答し、57.9%が 3 割程度から 5 割以上と回答している。(P29 図 43)
- (2) 円滑に資金を供給するために効果的と思われる見直しについて調査したところ、「効果がある」と回答した割合が最も高いのは、「途上与信審査における信用情報照会基準の見直し(75.7%)」となった。(P31 図 45)
- (3) 貸金業者の 62.3%が「零細企業や個人事業主に各種書類(事業計画・収支計画・資金計画)の提出を依頼することは、必要以上に負担をかけていると思う」と回答している。(P35 図 52)
- (4) 貸金業者の経営状況を確認したところ、直近 3 期の期末時点における利息収入(営業貸付金利息)が常に営業費用を下回っており、貸金業者の収益構造は赤字体質となっている。(P36 図 54)
- (5) 平成 23 年度の利息返還金と元本毀損額の合計は 7,740 億円で、過去 4 か年における利息返還金と元本毀損額の合計は約 3.5 兆円、平成 23 年度の期末利息返還引当金残高 1.0 兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約 4.5 兆円となっている。(P37 図 55)
- (6) 利息返還請求時の債務者区分を見ると、「完済・残高なしの先」が 33.7%(昨年度調査と比べて 0.6 ポイント上昇)と最も高く、次いで「正常返済先」が 33.5%(昨年度調査と比べて 5.1 ポイント上昇)、「延滞先」が 32.8%(昨年度調査と比べて 5.7 ポイント低下)となっている。(P37 図 56)

6. ヤミ金融等非正規業者との接触状況

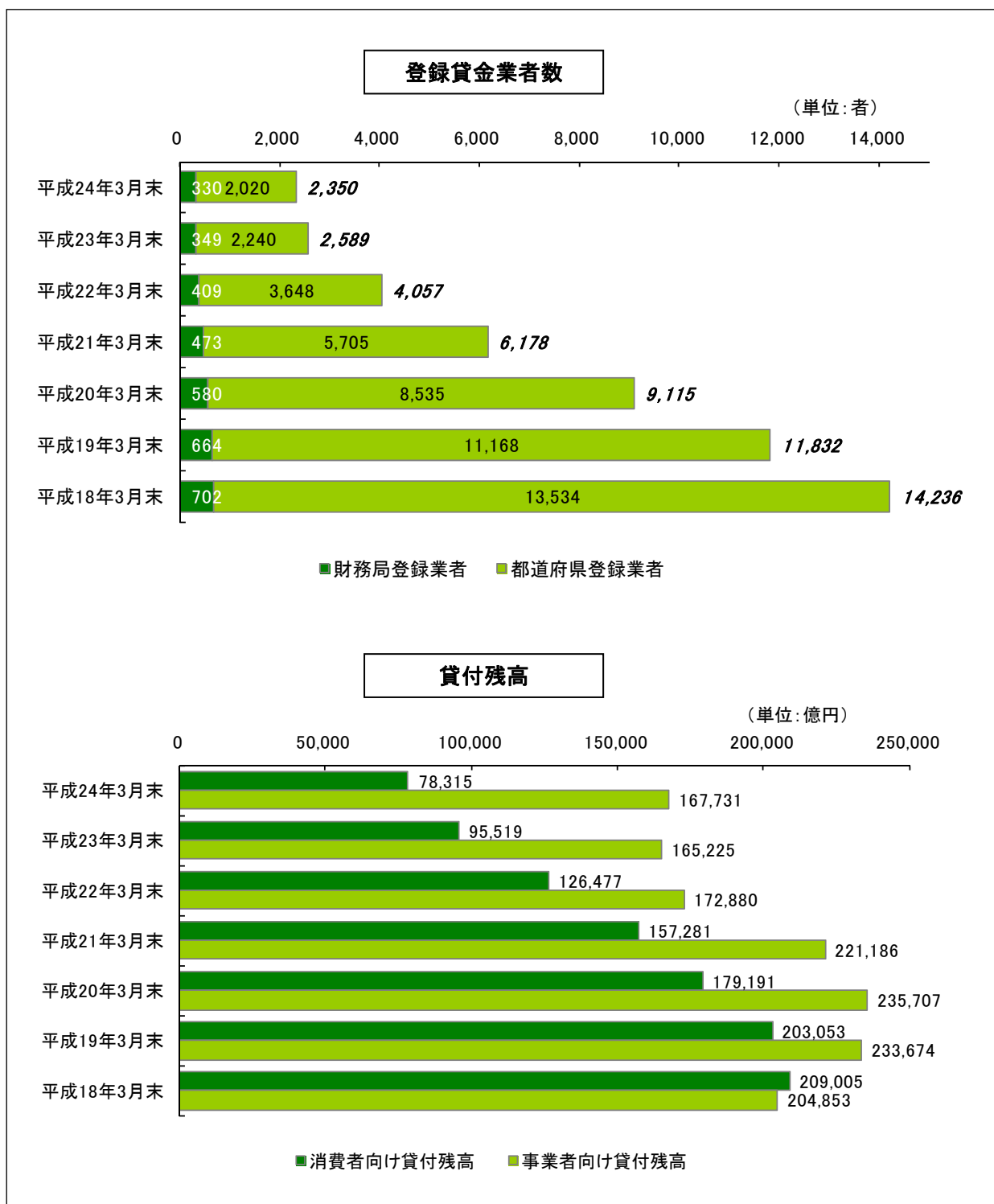
- (1) 個人の借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は 11.5%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は 15.8%となっており、昨年度の調査(平成 23 年度調査)と比べるとそれぞれ 3.7 ポイント、7.8 ポイント上昇した。(P38 図 57,58)
- (2) 借入経験のある事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は 13.7%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は 19.9%となっており、昨年度の調査(平成 23 年度調査)と比べるとそれぞれ 9.2 ポイント低下、0.1 ポイント上昇した。(P39 図 59,60)

■ 調査結果

1. 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より)

- 平成18年3月から平成24年3月までの6年間に、登録貸金業者数が14,236業者から2,350業者へと83.5%減少している。また、消費者向け貸付残高は20.9兆円から7.8兆円まで62.6%の減少、事業者向け貸付残高は、20.5兆円から16.8兆円へと18.0%減少している。

<図1：登録貸金業者数と貸付種別貸付残高の推移（金融庁「貸金業関係資料集」より）>

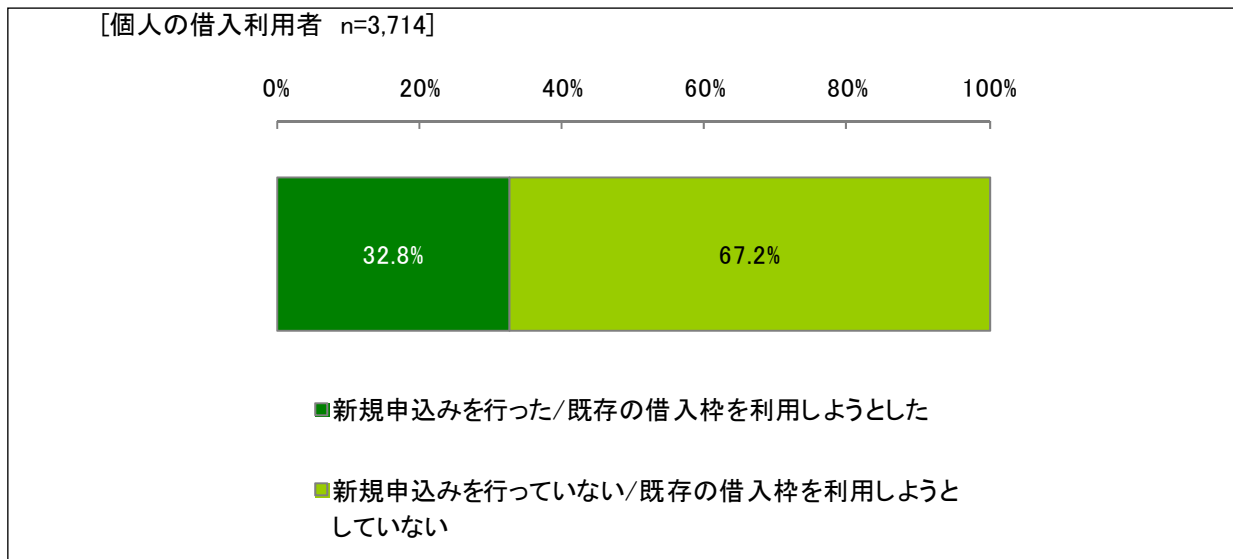


2. 資金需要者(個人)の借入状況

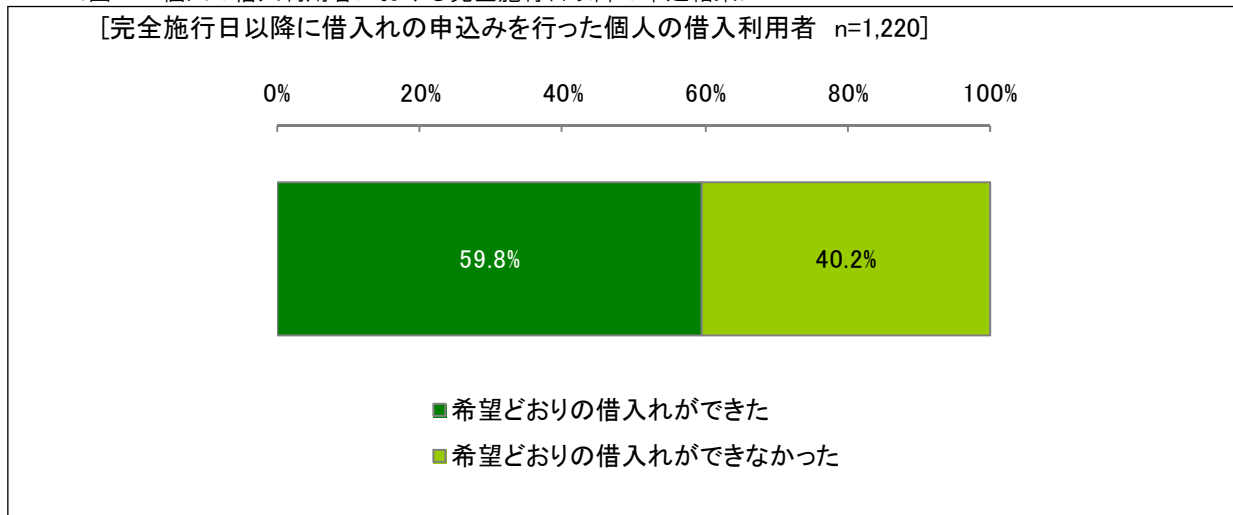
(1) 個人の借入利用者の借入申込状況とその結果

- 個人の借入利用者の32.8%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち59.8%が希望どおりの借入れができたという一方、40.2%が希望どおりの借入れができなかったと回答している。

<図 2：個人の借入利用者における完全施行日以降の申込状況>



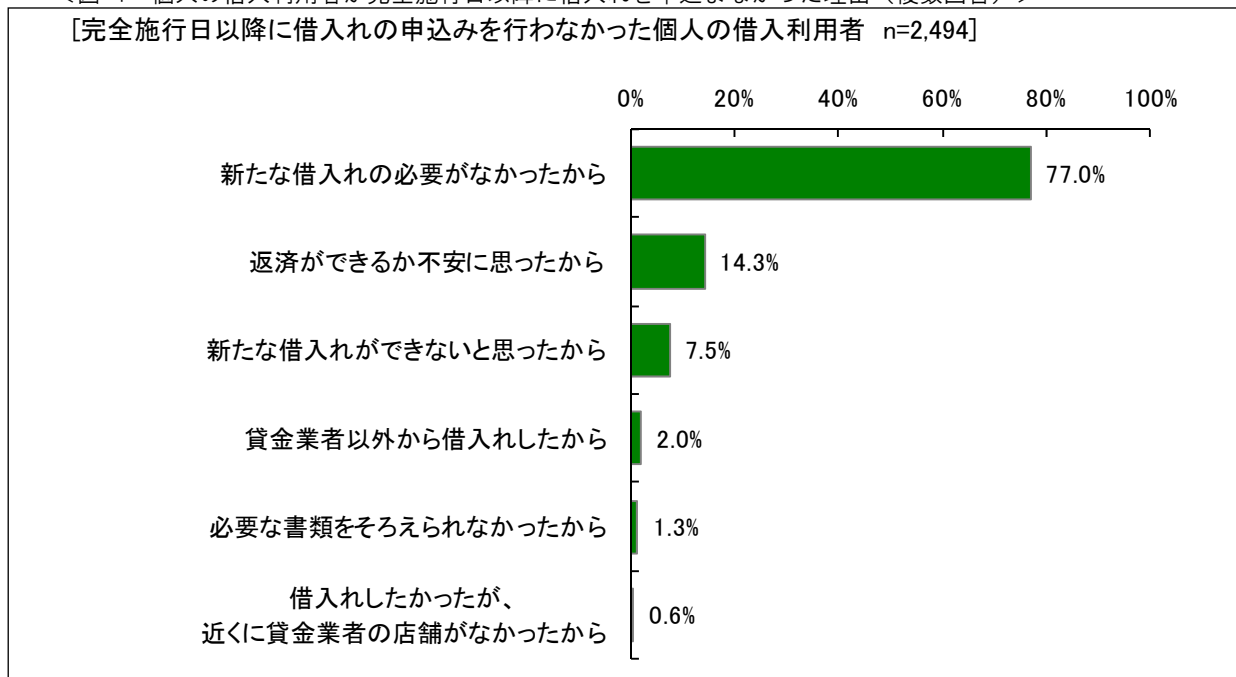
<図 3：個人の借入利用者における完全施行日以降の申込結果>



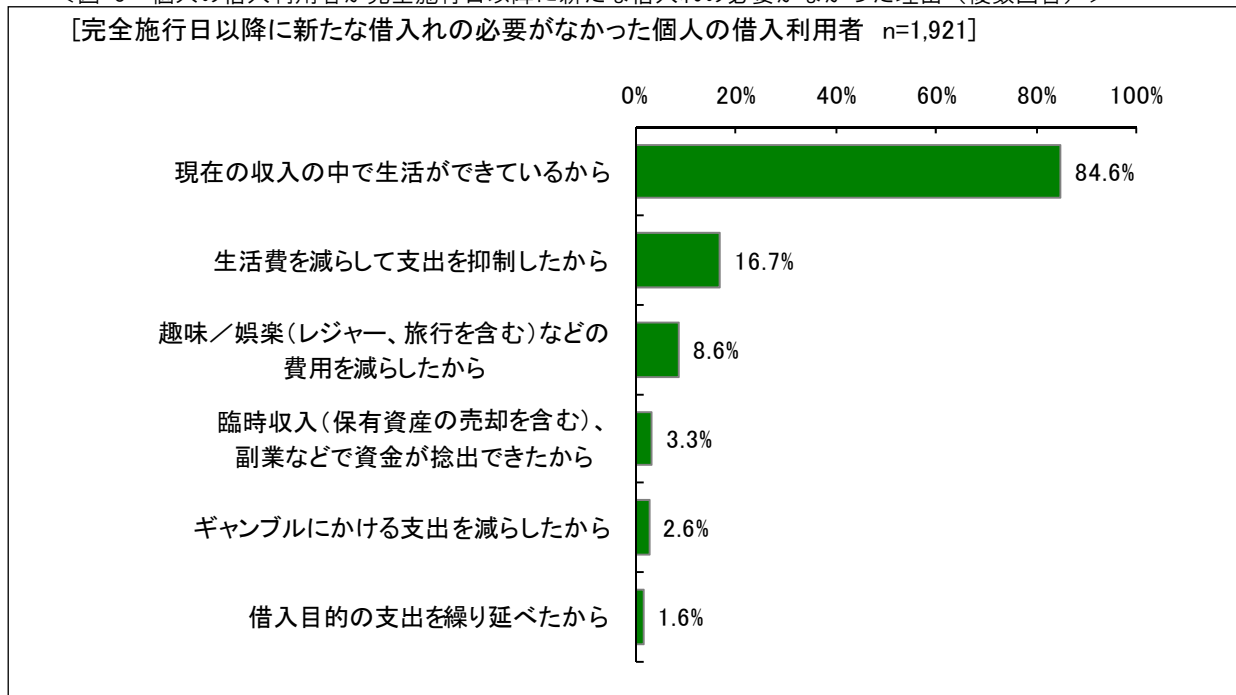
(2) 個人の借入利用者が完全施行日以降に借入れを申込まなかった理由

- 個人の借入利用者が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込まなかった理由では、「新たな借入れの必要がなかったから」が 77.0%と最も高く、その理由としては、「現在の収入の中で生活ができているから」が 84.6%、「生活費を減らして支出を抑制したから」が 16.7%、「趣味／娯楽(レジャー、旅行を含む)などの費用を減らしたから」が 8.6%となっている。

<図 4：個人の借入利用者が完全施行日以降に借入れを申込まなかった理由（複数回答）>



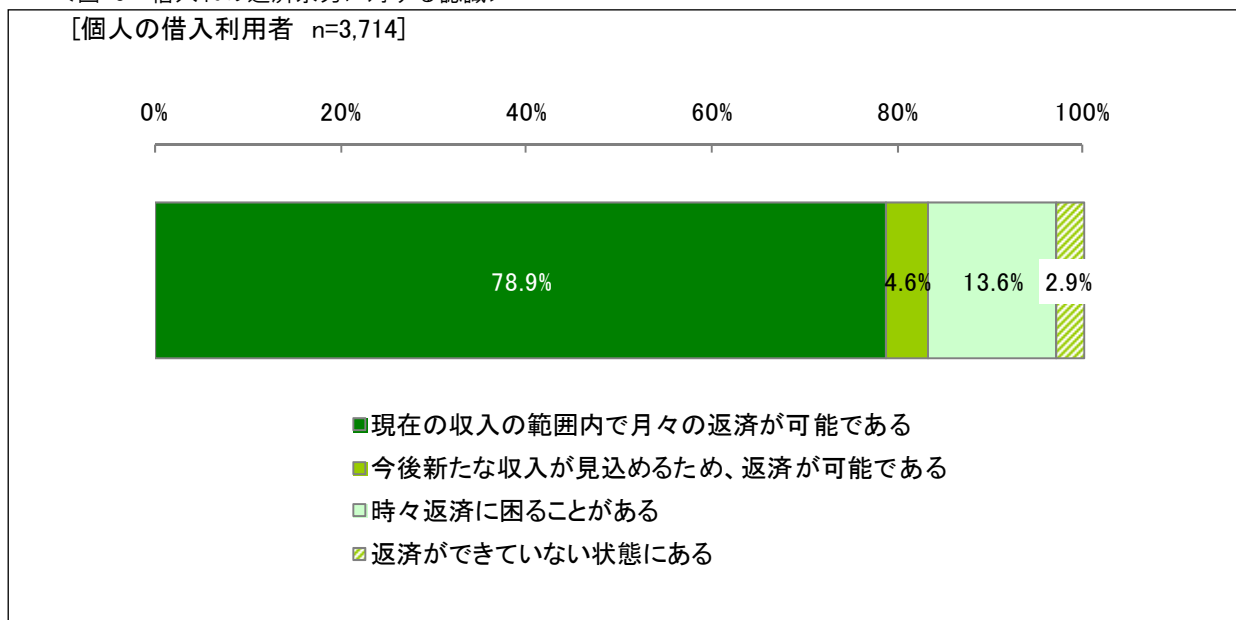
<図 5：個人の借入利用者が完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかった理由（複数回答）>



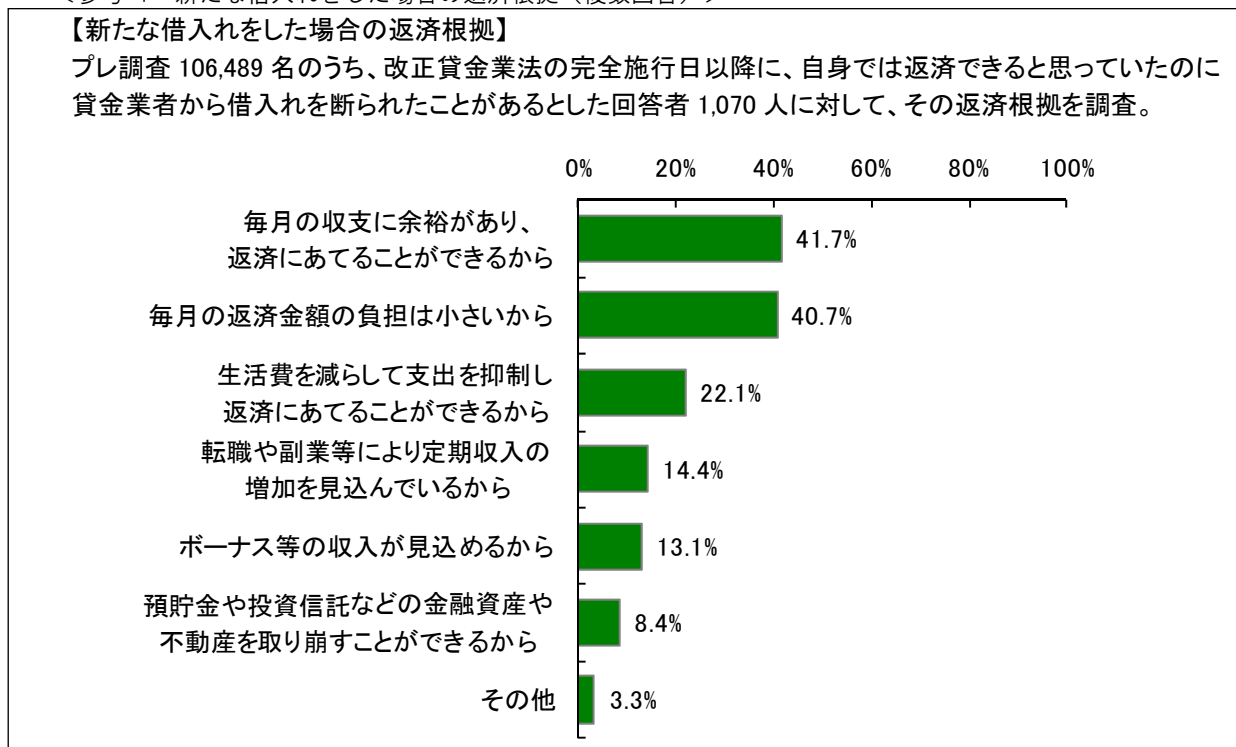
(3) 個人の借入利用者の返済余力に対する認識

- 個人の借入利用者の返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(78.9%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(4.6%)」をあわせて 83.5%となった。

<図 6：借入れの返済余力に対する認識>



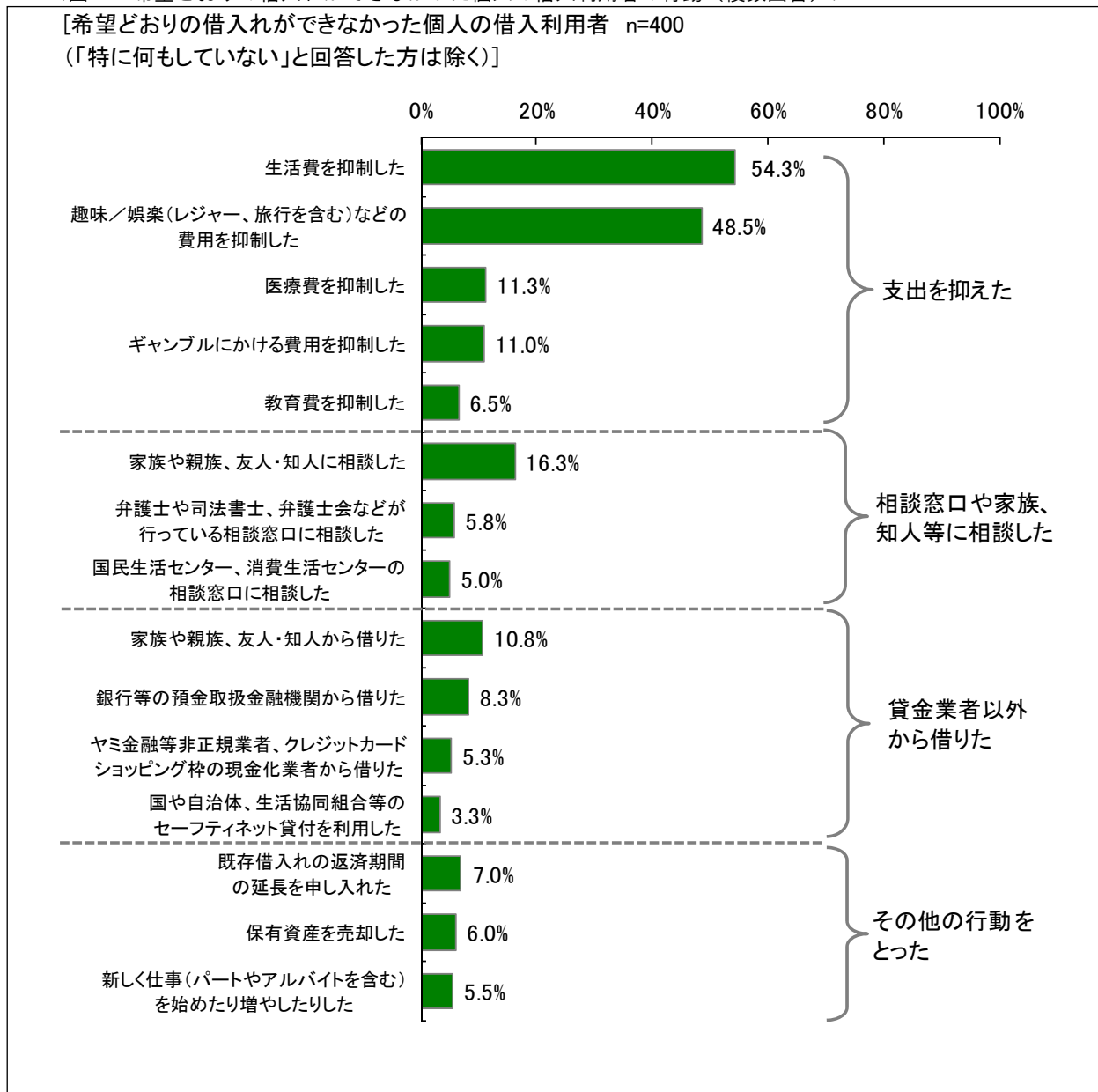
<参考 1：新たな借入れをした場合の返済根拠（複数回答）>



(4) 希望どおりの借入れができなかった際の個人の借入利用者の行動

- 希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者に対して、借入れができなかった際の行動について調査したところ、生活費(54.3%)や趣味・娯楽費(48.5%)の抑制で対応している一方、家族や親族、友人・知人から借りた(10.8%)等の貸金業者以外からの借入れでも対応している結果となった。

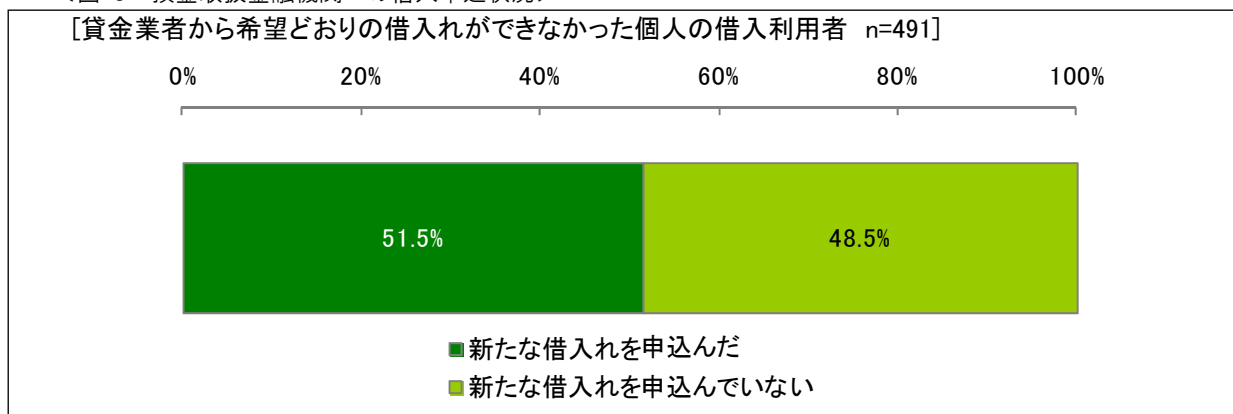
<図 7：希望どおりの借入れができなかった個人の借入利用者の行動（複数回答）>



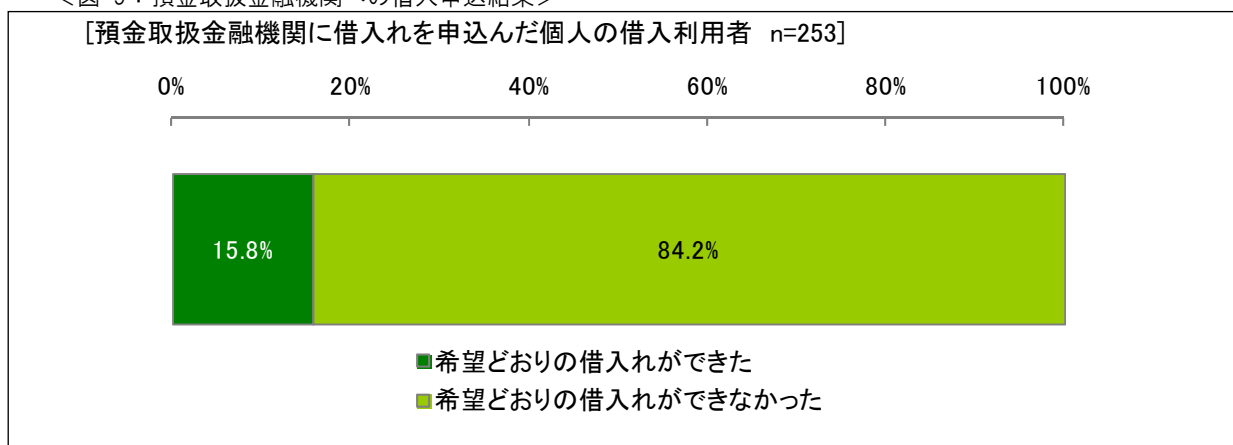
(5) 個人の借入利用者の預金取扱金融機関からの借入状況

- 貸金業者から希望どおりの借入れができなかった個人の利用者の 51.5%が、預金取扱金融機関に新たな借入れを申込み、そのうち 15.8%が「希望どおりの借入れができた」と回答している一方、84.2%が「希望どおりの借入れができなかった」と回答している。

<図 8：預金取扱金融機関への借入申込状況>



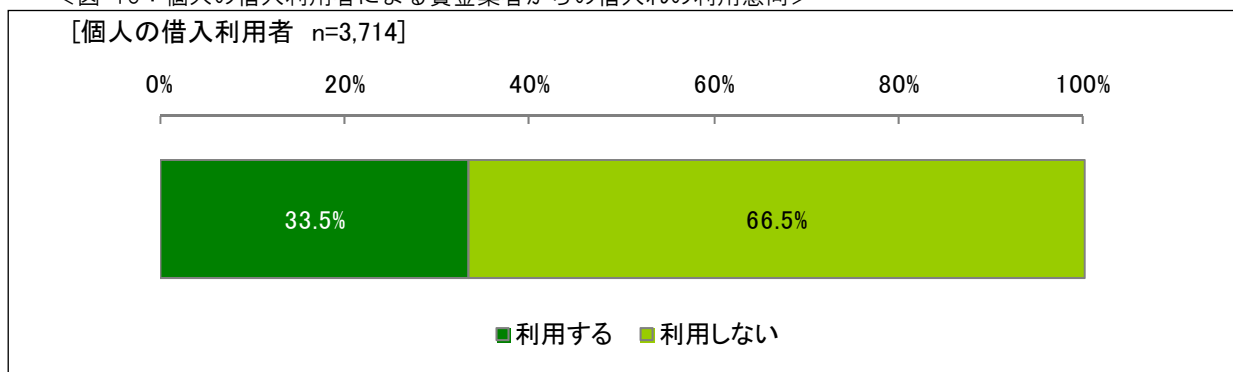
<図 9：預金取扱金融機関への借入申込結果>



(6) 貸金業者からの借入れの利用意向

- 個人の借入利用者の 33.5%が、今後、貸金業者からの借入れを「利用する」と回答している一方、66.5%が「利用しない」と回答している。

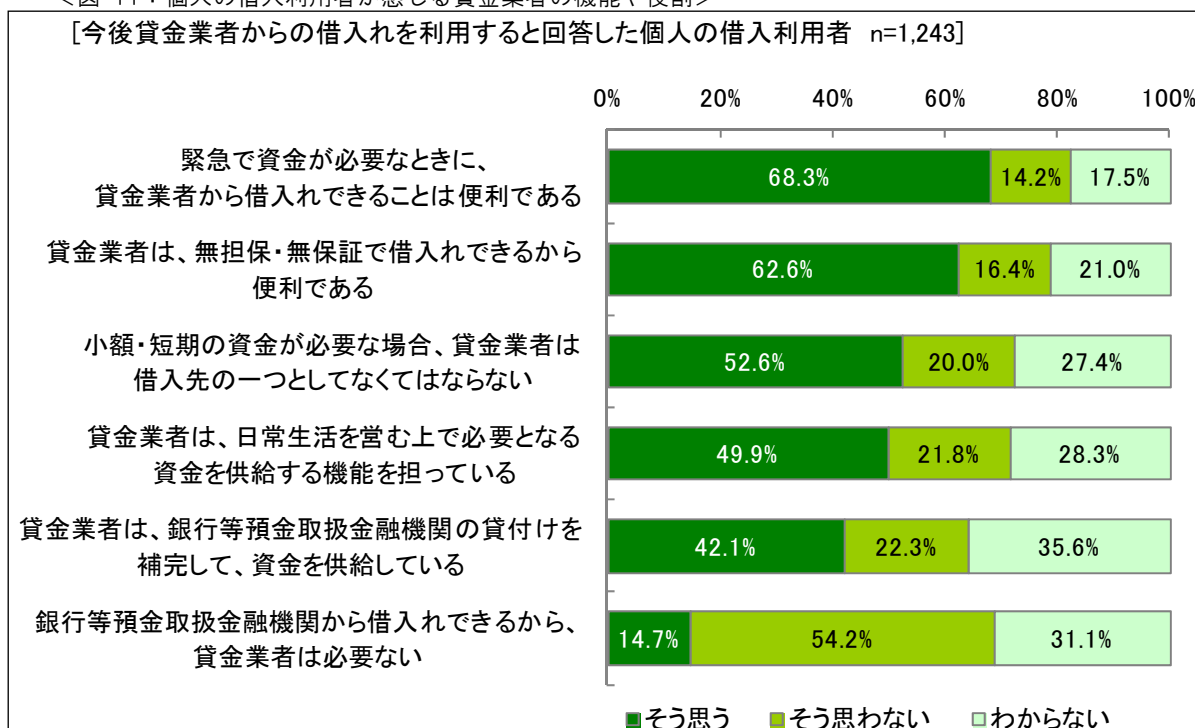
<図 10：個人の借入利用者による貸金業者からの借入れの利用意向>



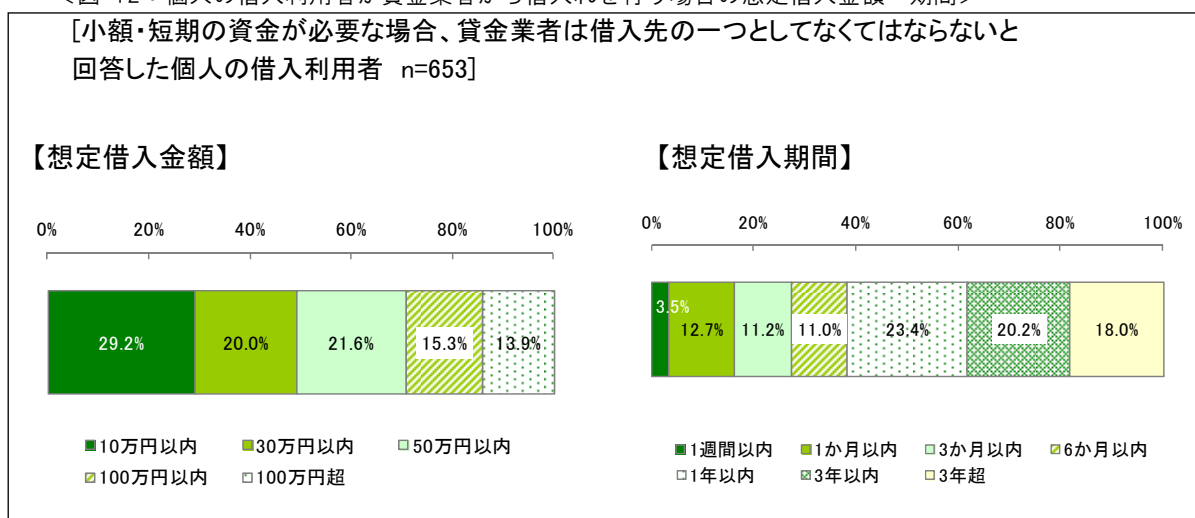
(7) 個人の借入利用者が感じる貸金業者の機能や役割と想定借入金額・期間

- 個人の借入利用者が感じる貸金業者の機能や役割については、「緊急で資金が必要なときに、貸金業者から借入れできるのは便利である」と回答した割合が 68.3%と最も多く、次いで「貸金業者は無担保・無保証で借入れできるから便利である」が 62.6%となっている。
- 貸金業者を利用する際の金額については、「10 万円以内」が 29.2%と最も高く、「10 万円以内」から「50 万円以内」と回答した割合の合計は 70.8%となっている。また、利用する際の借入期間では「1 年以内」が 23.4%と最も多く、「1 週間以内」から「1 年以内」と回答した割合の合計は 61.8%となっている。

<図 11：個人の借入利用者が感じる貸金業者の機能や役割>



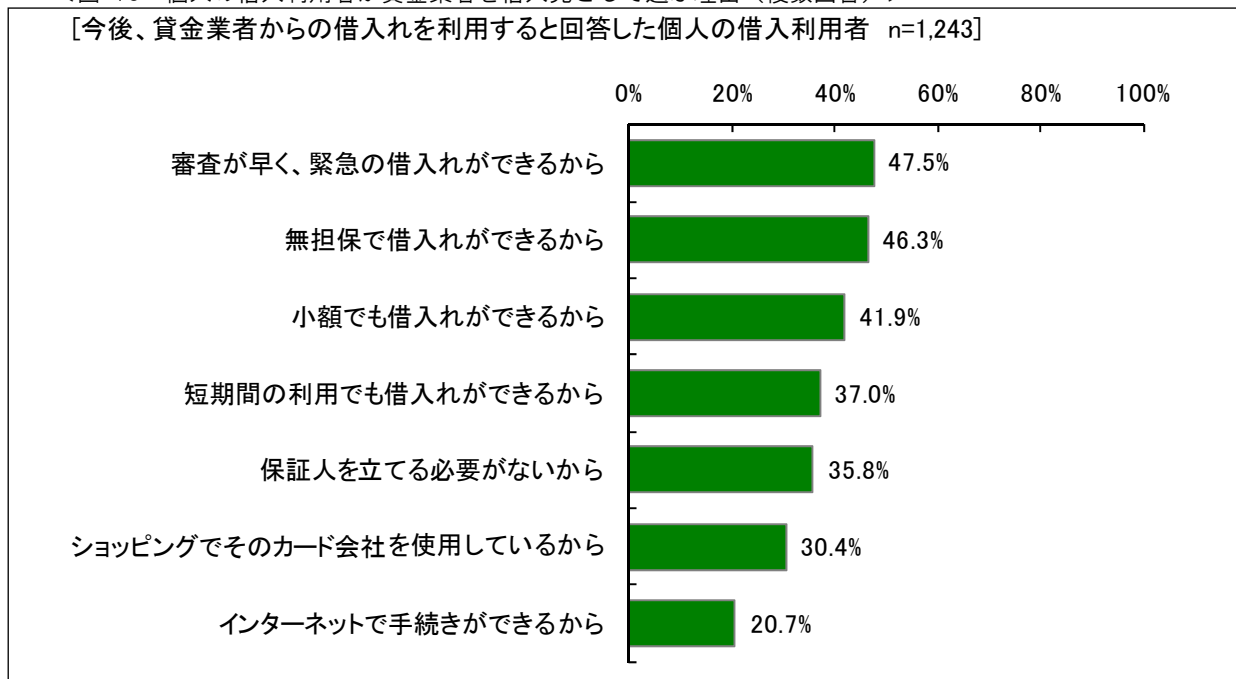
<図 12：個人の借入利用者が貸金業者から借入れを行う場合の想定借入金額・期間>



(8) 個人の借入利用者が貸金業者を借入先として選ぶ理由

- 個人の借入利用者が貸金業者を借入先として選ぶ理由では、「審査が早く、緊急の借入れができるから」が47.5%と最も高く、次いで「無担保で借入れができるから」が46.3%となっている。

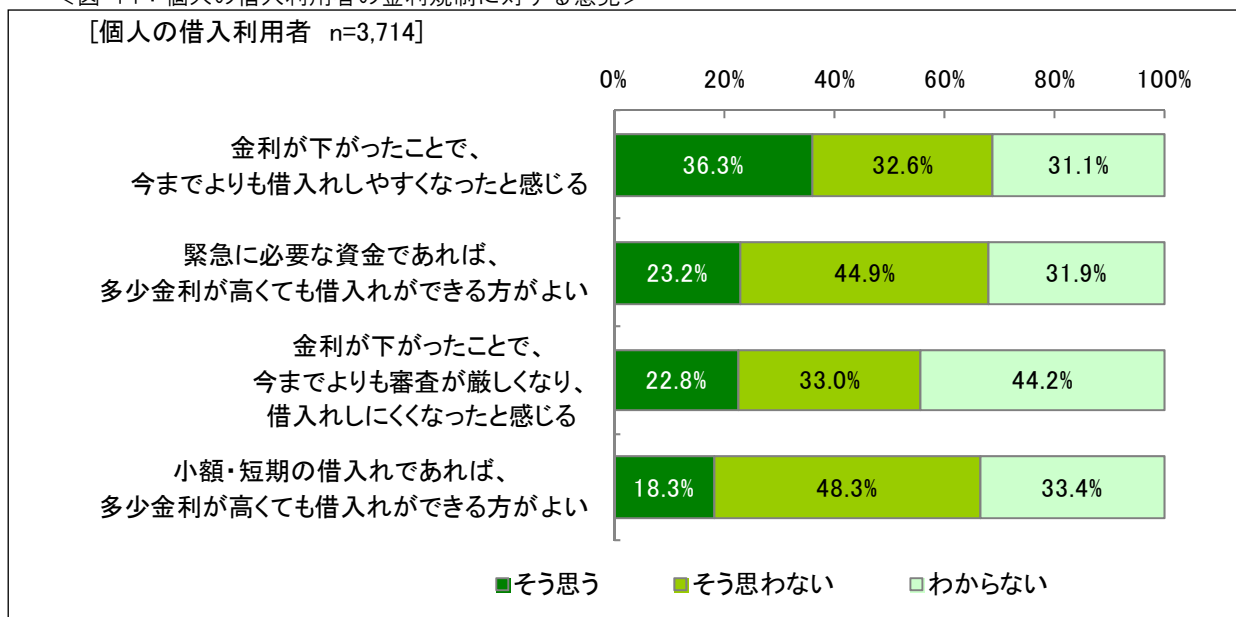
<図 13：個人の借入利用者が貸金業者を借入先として選ぶ理由（複数回答）>



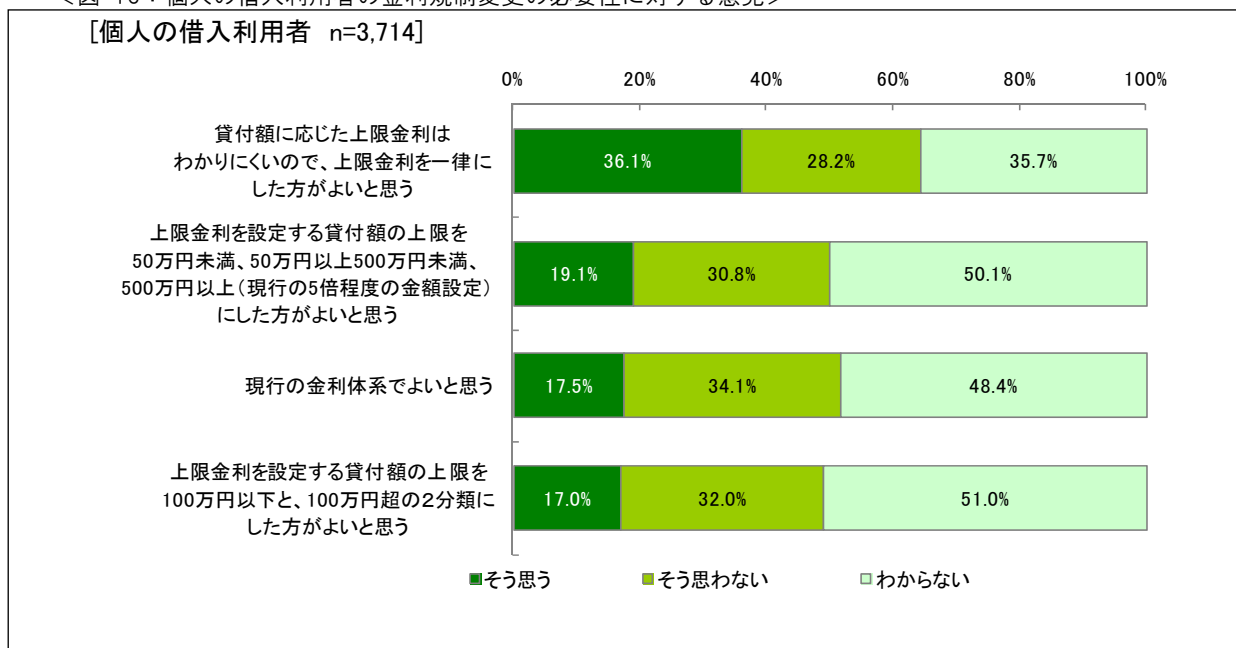
(9) 金利規制に対する個人の借入利用者の意見

- 個人の借入利用者の36.3%が「金利が下がったことで、今までよりも借入れしやすくなったと思う」と回答している一方、32.6%が「そう思わない」と回答している。
- 金利規制に対する意見では、18.3%が「小額・短期の借入れであれば多少金利が高くても借入れができる方がよいと思う」と回答している一方、48.3%が「そう思わない」と回答している。
- 金利規制変更の必要性に対する意見では、36.1%が「貸付額に応じた上限金利はわかりにくいので、上限金利を一律にした方がよいと思う」と回答している。また、現行の金利体系でよいと思うかについて聞いた設問については、17.5%が「そう思う」と回答している一方、34.1%が「そう思わない」と回答している。

<図 14：個人の借入利用者の金利規制に対する意見>



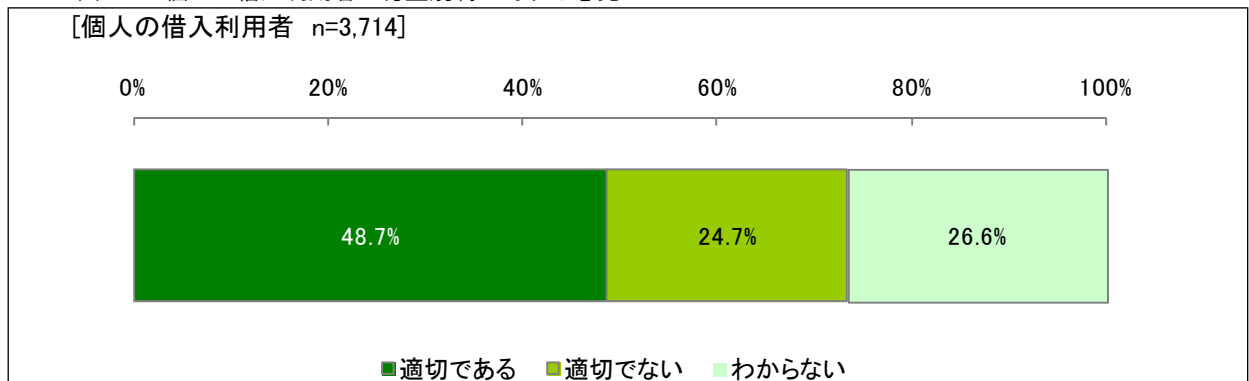
<図 15：個人の借入利用者の金利規制変更の必要性に対する意見>



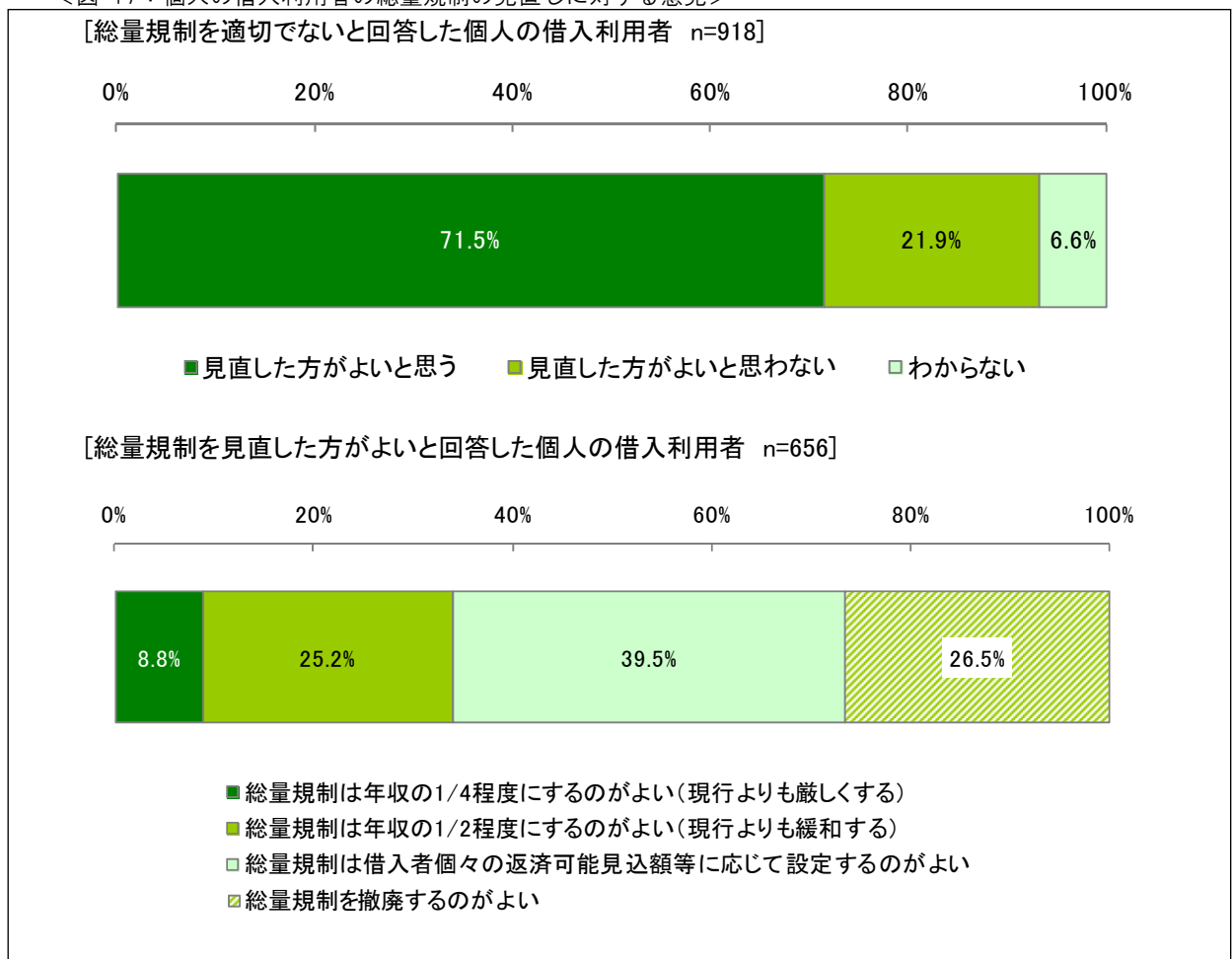
(10) 総量規制に対する個人の借入利用者の意見

- 個人の借入利用者の 48.7%が、現在の総量規制は適切であると回答している一方、24.7%が適切でないと回答している。
- 総量規制を適切でないと答えた回答者のうち、71.5%が総量規制を見直した方がよいとしており、総量規制の見直しについては、「総量規制は借入者個々の返済可能見込額等に応じて設定するのがよい」が 39.5%と最も高く、次いで「総量規制を撤廃するのがよい」が 26.5%となっている。

<図 16：個人の借入利用者の総量規制に対する意見>



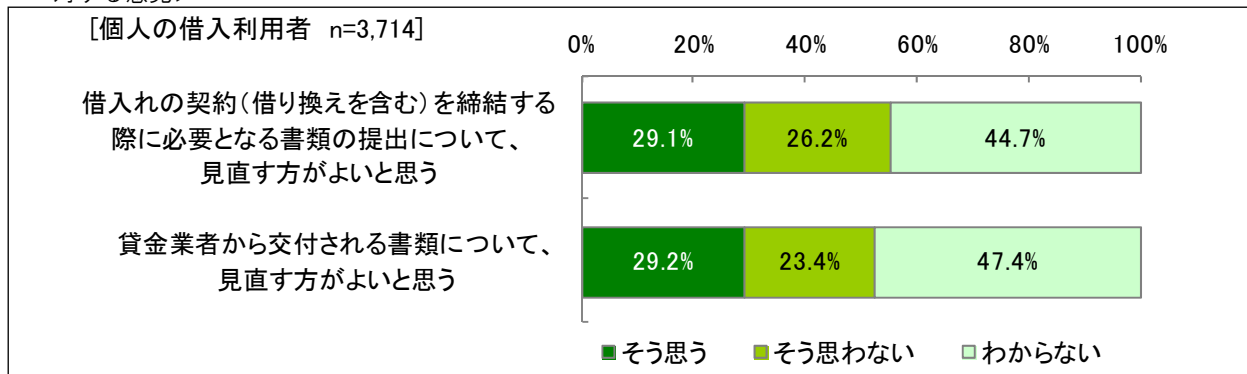
<図 17：個人の借入利用者の総量規制の見直しに対する意見>



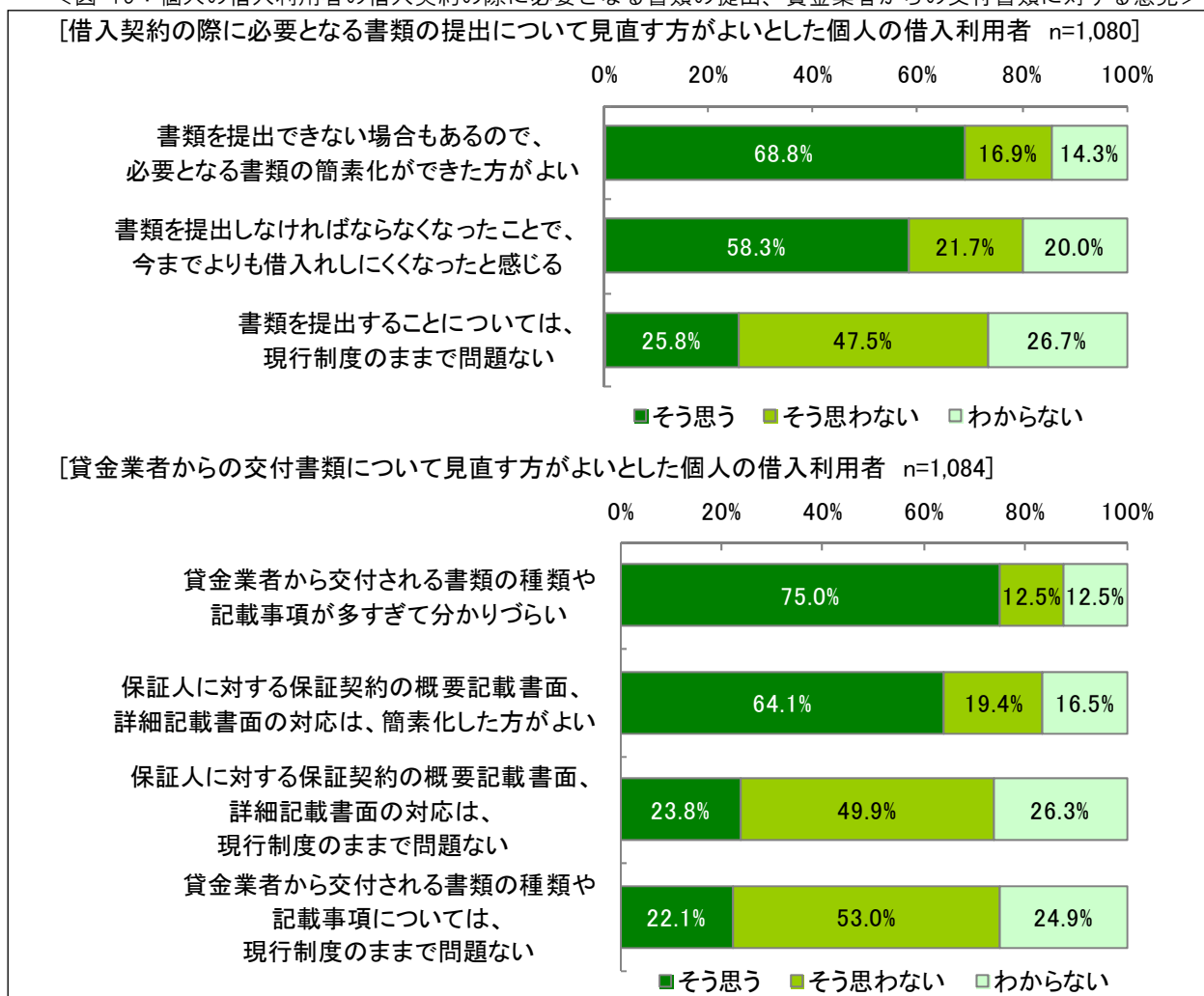
(11) 契約に係る事務手続きに対する個人の借入利用者の意見

- 借入契約の際に必要なとなる書類の提出に対する意見では、個人の借入利用者の 29.1%が、契約に係る事務手続きを見直す方がよいと回答しており、そのうち 68.8%が簡素化を望んでいる。
- 貸金業者からの交付書類に対する意見では、29.2%が「交付される書類について見直す方がよい」と回答しており、そのうち 75.0%が「交付される書類の種類や記載事項が多すぎて分かりづらい」と回答している。

<図 18：個人の借入利用者の借入契約の際に必要なとなる書類の提出、貸金業者からの交付書類の見直しに対する意見>



<図 19：個人の借入利用者の借入契約の際に必要なとなる書類の提出、貸金業者からの交付書類に対する意見>

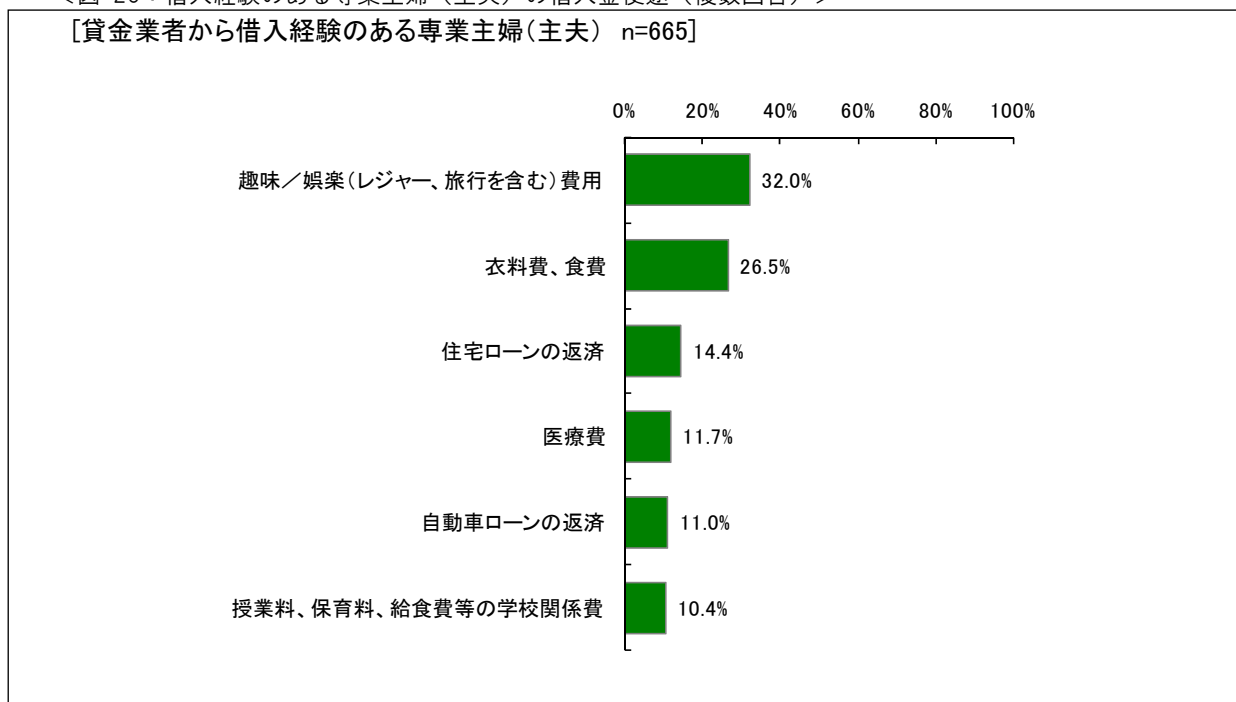


3. 資金需要者(専業主婦〔主夫〕)の借入状況

(1) 専業主婦(主夫)の借入目的

- 借入経験のある専業主婦(主夫)が貸金業者から借入れを行った目的は、「趣味／娯楽費用」が32.0%と最も高く、次いで「衣料費、食費」が26.5%、「住宅ローンの返済」が14.4%となっている。

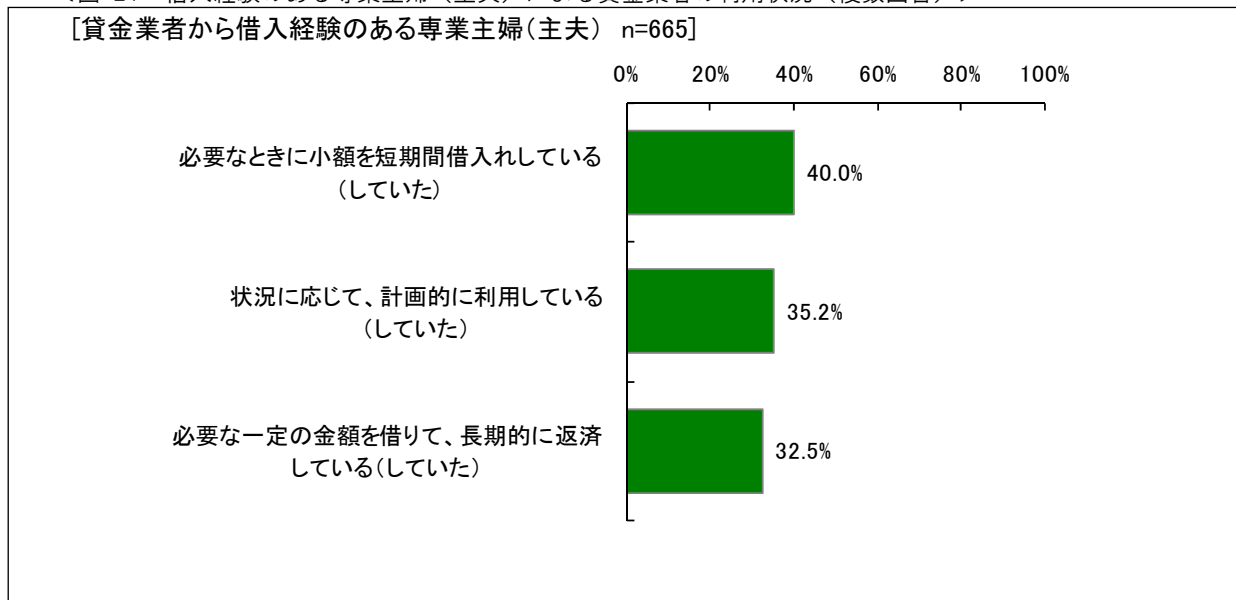
<図 20：借入経験のある専業主婦（主夫）の借入金使途（複数回答）>



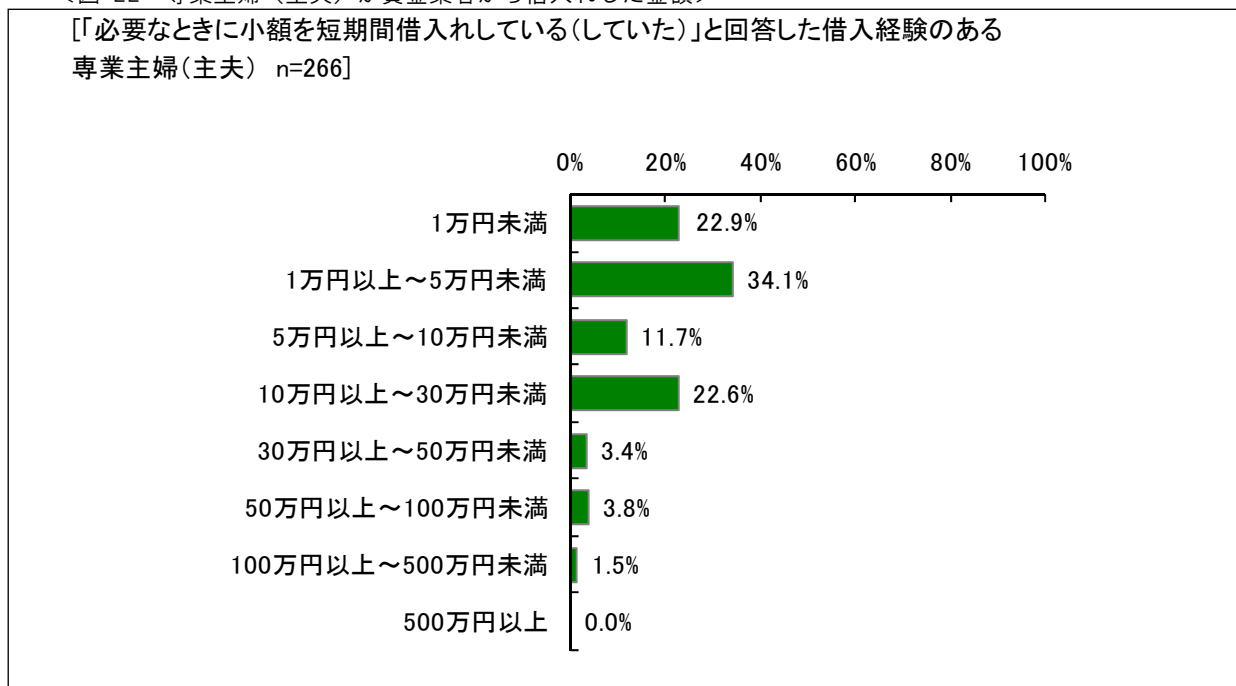
(2) 専業主婦(主夫)の借入希望期間および借入希望金額

- 借入経験のある専業主婦(主夫)が貸金業者を利用する(した)際の借入パターンは、「必要なときに小額・短期で借入れ」が40.0%と最も高く、借入金額は「1万円未満」及び「1万円以上から5万円未満」と回答した割合の合計で57.0%を占めている。

<図 21：借入経験のある専業主婦(主夫)による貸金業者の利用状況(複数回答)>



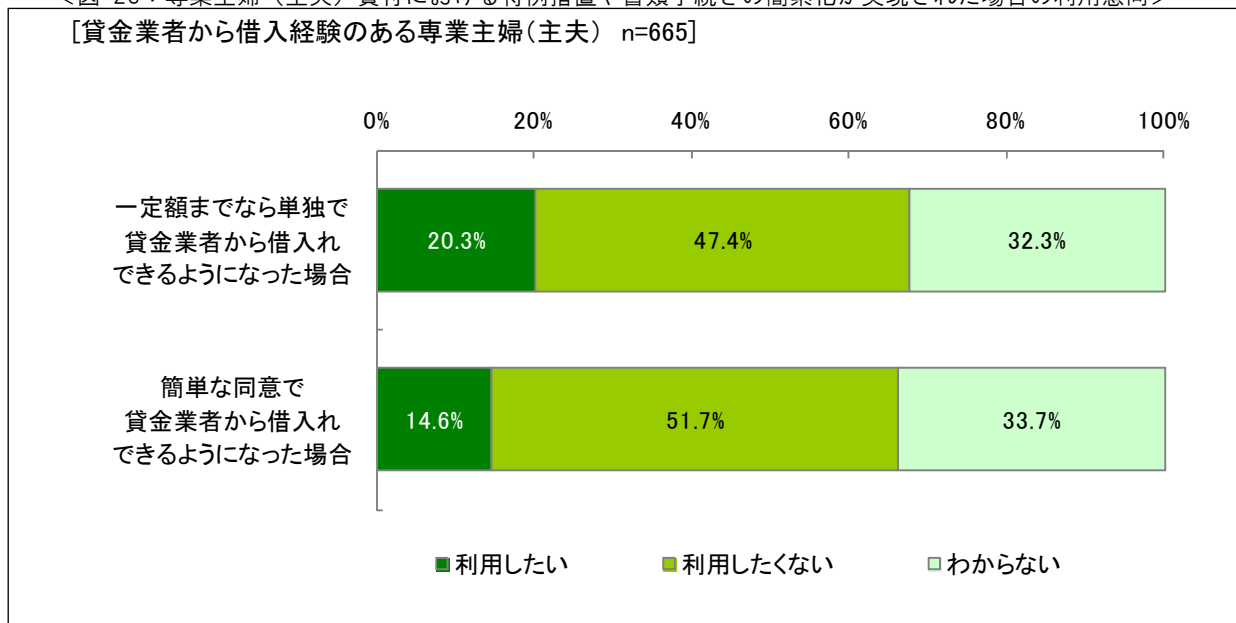
<図 22：専業主婦(主夫)が貸金業者から借入れした金額>



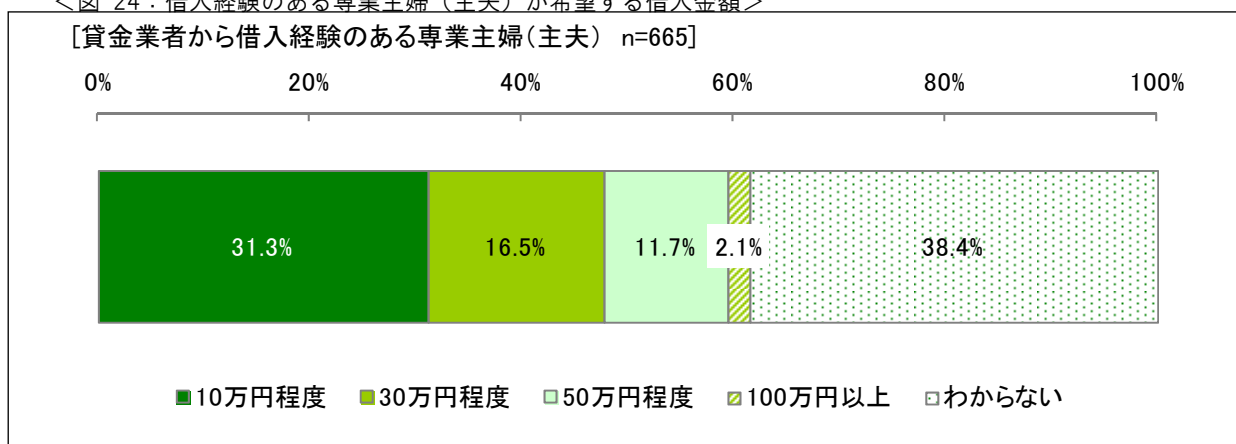
(3) 専業主婦(主夫)貸付の簡素化が実現された場合の利用意向

- 借入経験のある専業主婦(主夫)の一定額までなら単独で貸金業者から借入れできるようになった場合に対する意見では、20.3%が「利用したい」、47.4%が「利用したくない」と回答している。また、簡単な同意で貸金業者から借入れできるようになった場合については、14.6%が「利用したい」、51.7%が「利用したくない」と回答している。
- 貸金業者から一定額まで単独で借入れができるようになった場合の借入希望金額については、「10万円程度」が31.3%、「30万円程度」が16.5%となっている。

<図 23：専業主婦(主夫)貸付における特例措置や書類手続きの簡素化が実現された場合の利用意向>
[貸金業者から借入経験のある専業主婦(主夫) n=665]



<図 24：借入経験のある専業主婦(主夫)が希望する借入金額>

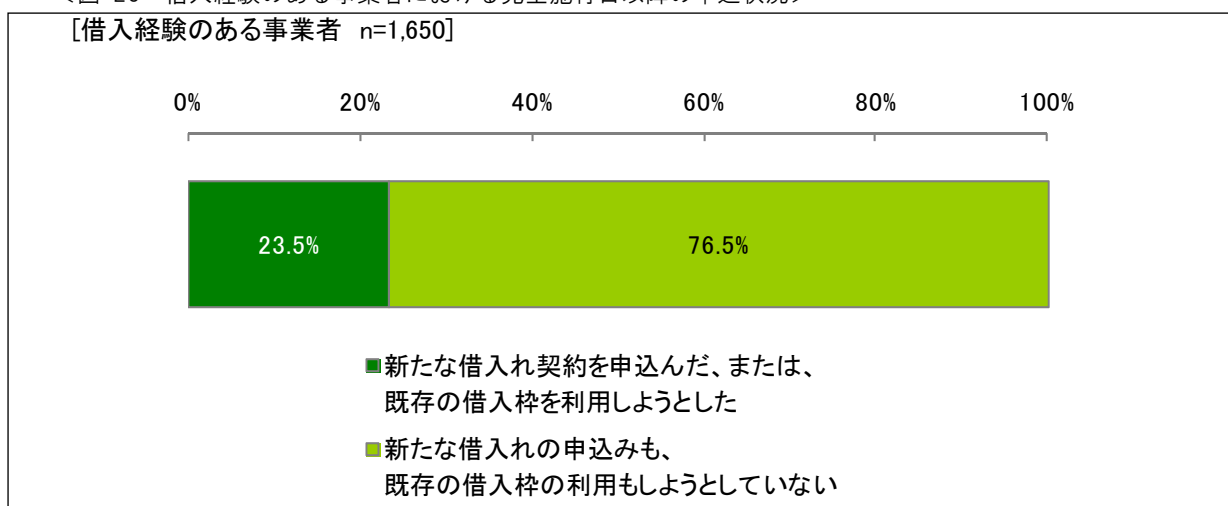


4. 資金需要者(事業者)の借入状況

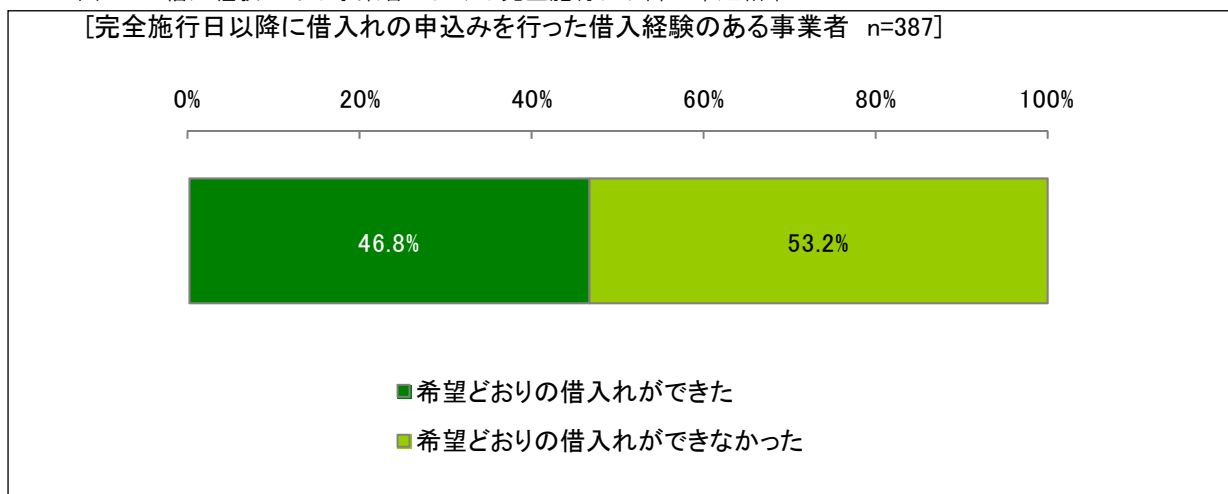
(1) 借入経験のある事業者の借入申込状況とその結果

- 借入経験のある事業者の 23.5%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入れを申込み、そのうち 46.8%が希望どおりの借入れができたと回答している一方、53.2%が希望どおりの借入れができなかったと回答している。

<図 25：借入経験のある事業者における完全施行日以降の申込状況>



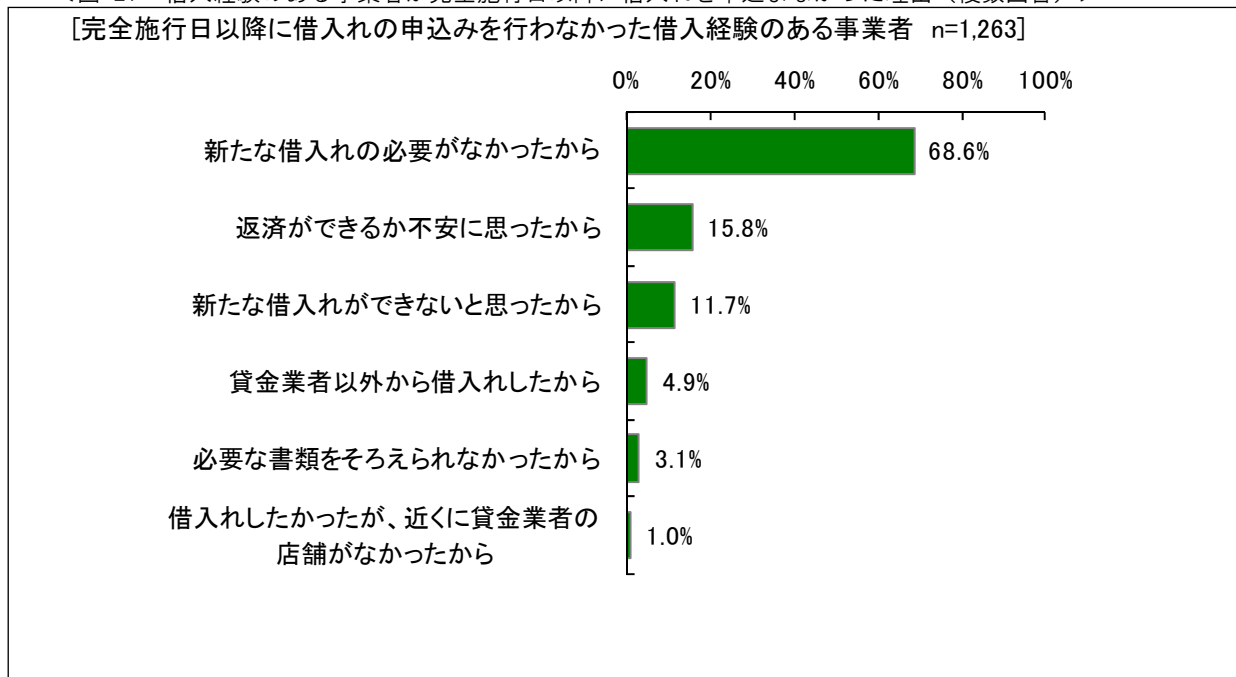
<図 26：借入経験のある事業者における完全施行日以降の申込結果>



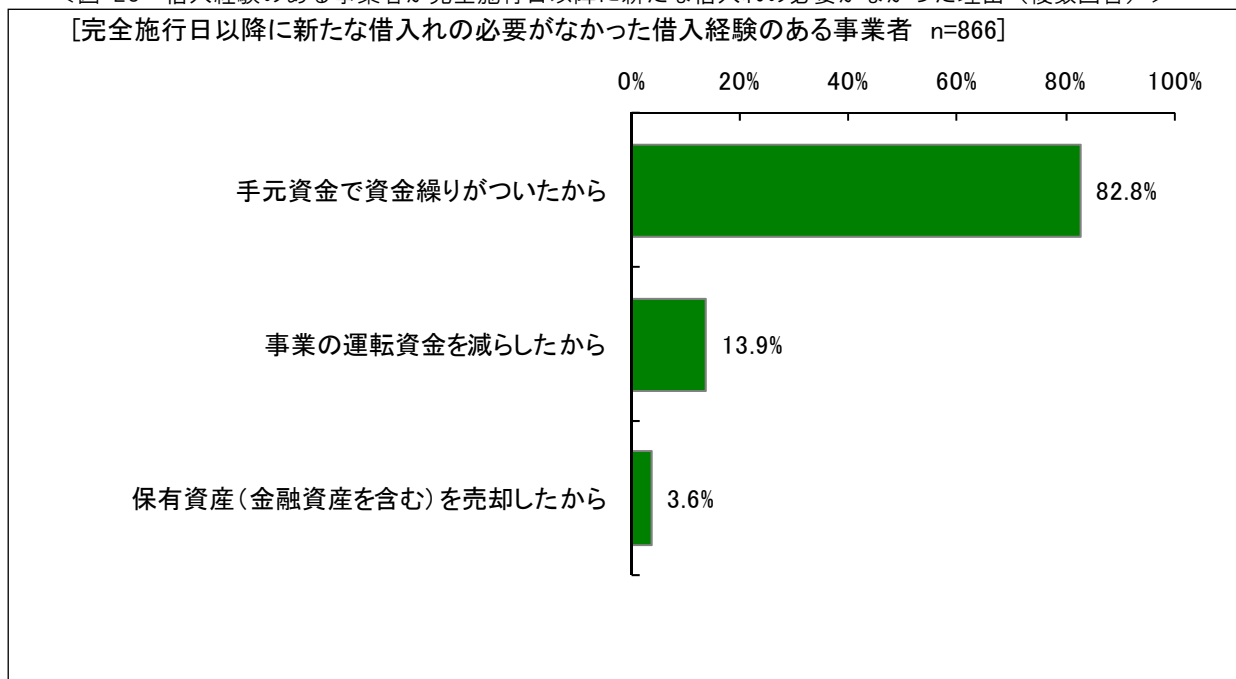
(2) 借入経験のある事業者が完全施行日以降に借入れを申込まなかった理由

- 完全施行日以降に借入れを申込まなかった事業者(76.5%)の68.6%は、新たな借入れを必要としておらず、その理由としては、「手元資金で資金繰りがついたから」が82.8%と最も高い。

<図 27：借入経験のある事業者が完全施行日以降に借入れを申込まなかった理由（複数回答）>



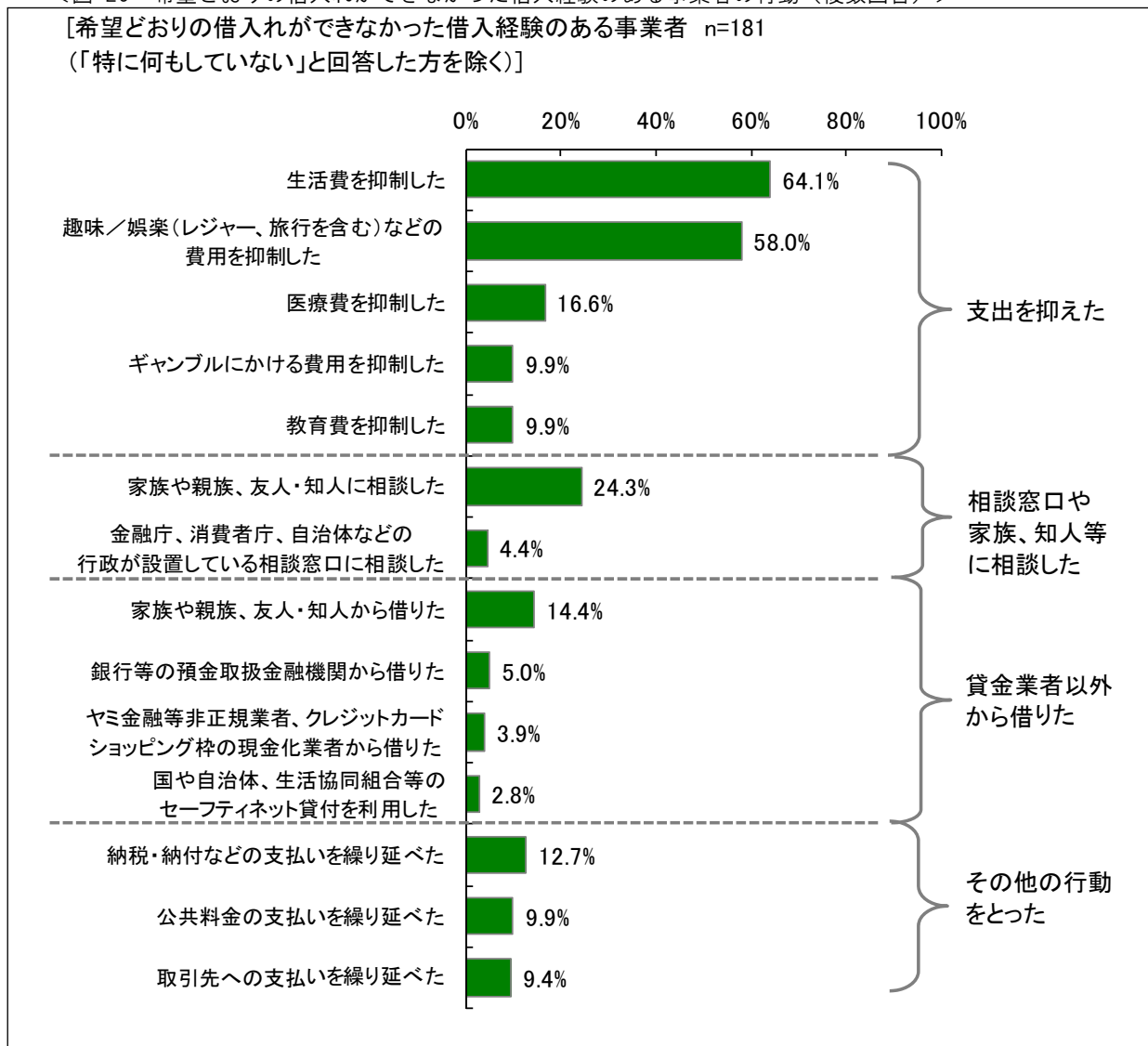
<図 28：借入経験のある事業者が完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかった理由（複数回答）>



(3) 希望どおりの借入れができなかった際の借入経験のある事業者の行動

- 希望どおりの借入れができなかった借入経験のある事業者に対して、借入れができなかった際の行動について調査したところ、生活費(64.1%)や趣味・娯楽費(58.0%)の抑制で対応している一方、家族や親族、友人・知人から借りた(14.4%)等の貸金業者以外からの借入れでも対応している結果となった。

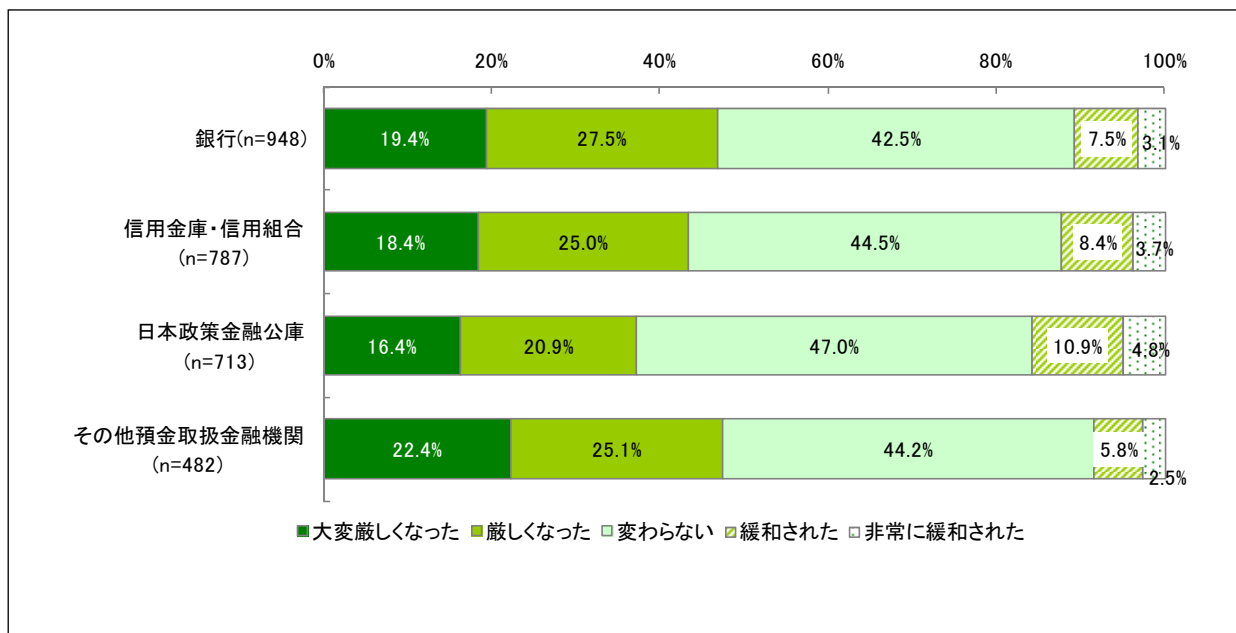
<図 29：希望どおりの借入れができなかった借入経験のある事業者の行動（複数回答）>



(4) 借入経験のある事業者からみた預金取扱金融機関の融資姿勢

- 借入経験のある事業者に対して、現在借入れがある預金取扱金融機関の融資姿勢について調査したところ、「大変厳しくなった」「厳しくなった」をあわせて厳しくなったと回答した割合が、銀行では46.9%、信用金庫・信用組合では43.4%、その他預金取扱金融機関(*)では47.5%となった。
 (*)労働金庫、農業・漁業協同組合等を指す。

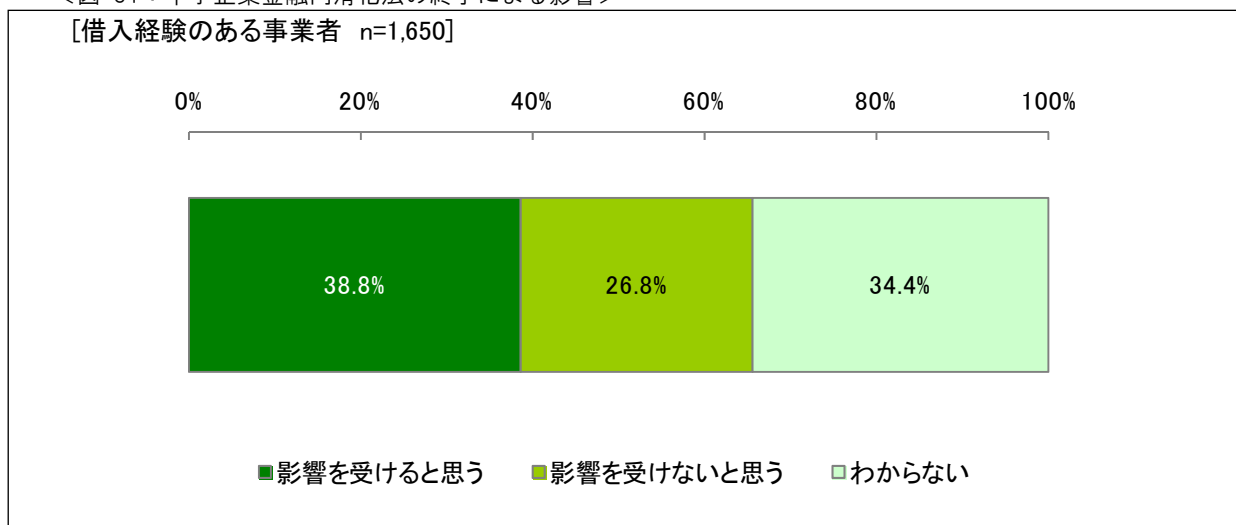
<図 30：預金取扱金融機関の融資姿勢>



(5) 中小企業金融円滑化法の終了による影響

- 借入経験のある事業者の38.8%が、中小企業金融円滑化法の終了によって資金繰りに影響を受けると回答している。

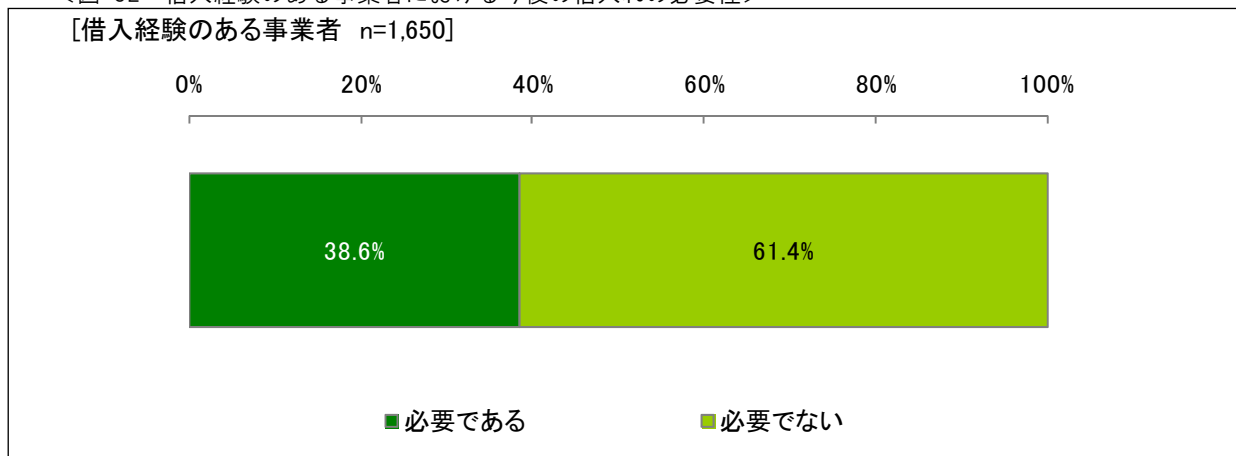
<図 31：中小企業金融円滑化法の終了による影響>



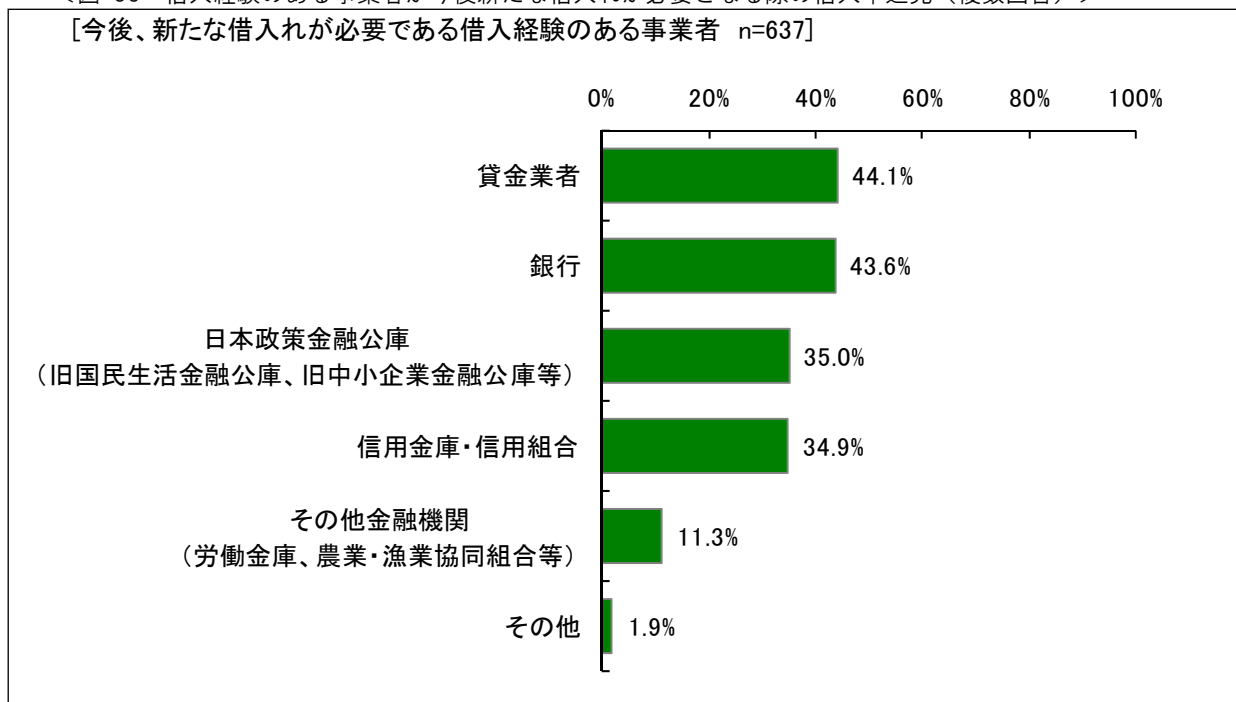
(6) 今後の借入れの必要性

- 借入経験のある事業者の 38.6%が、今後、運転資金などの新たな借入れは「必要である」と回答している一方、61.4%が「必要でない」と回答している。
- 今後、新たな借入れが必要であるとした事業者の 44.1%が「貸金業者」、43.6%が「銀行」を新たな借入申込先と回答している。

<図 32：借入経験のある事業者における今後の借入れの必要性>



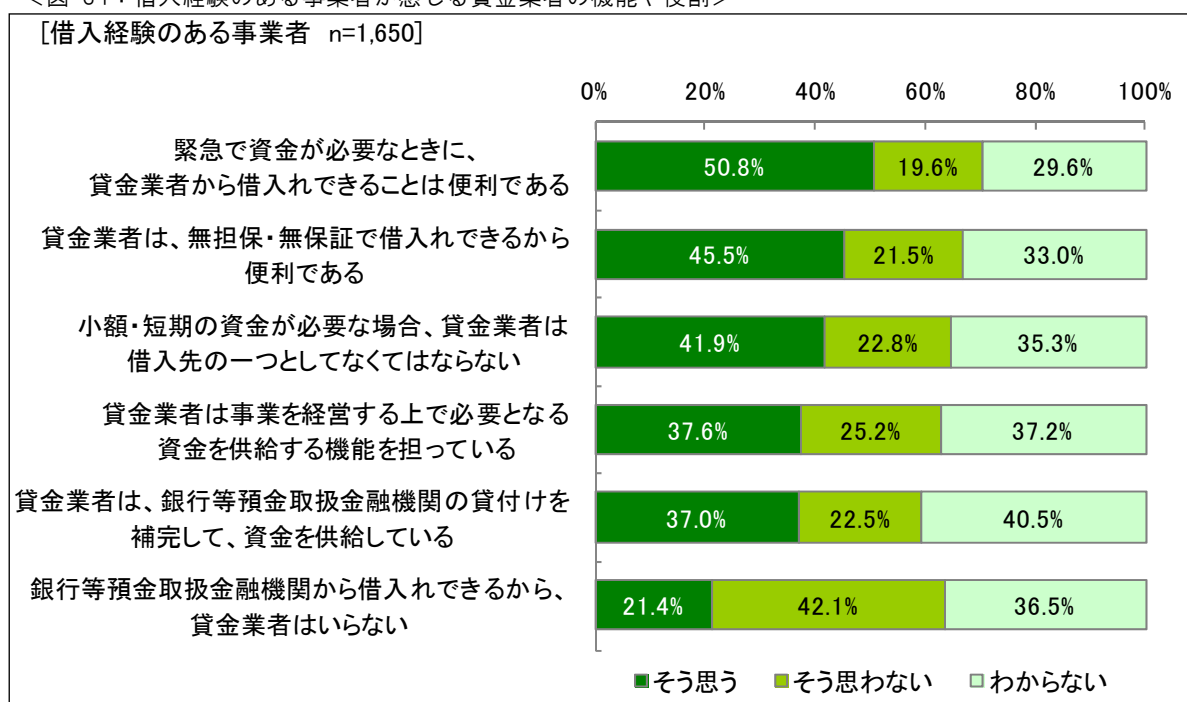
<図 33：借入経験のある事業者が今後新たな借入れが必要となる際の借入申込先（複数回答）>



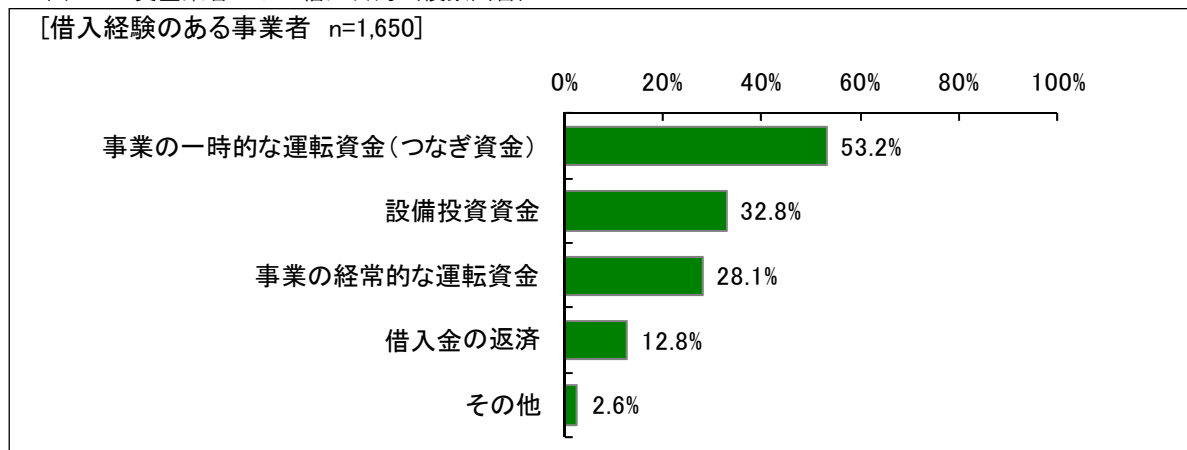
(7) 借入経験のある事業者が感じる貸金業者の機能や役割と想定借入金額・期間

- 借入経験のある事業者が感じる貸金業者の機能や役割については、「緊急で資金が必要なときに、貸金業者から借入れできるのは便利である」と回答した割合が 50.8%と最も高く、次いで「貸金業者は無担保・無保証で借入れできるから便利である」が 45.5%となっている。
- 貸金業者からの借入目的については、「事業の一時的な運転資金(つなぎ資金)」が 53.2%と最も高く、次いで「設備投資資金」が 32.8%となっている。
- 貸金業者を利用する際の金額については、「100 万円以内」が 42.5%と最も高く、「100 万円以内」と「300 万円以内」と回答した割合を合すると 69.2%となっている。また、利用する際の借入期間では「1 年超」が 39.5%と最も高い一方、「1 週間以内」から「1 年以内」と回答した割合の合計は 60.5%となっている。

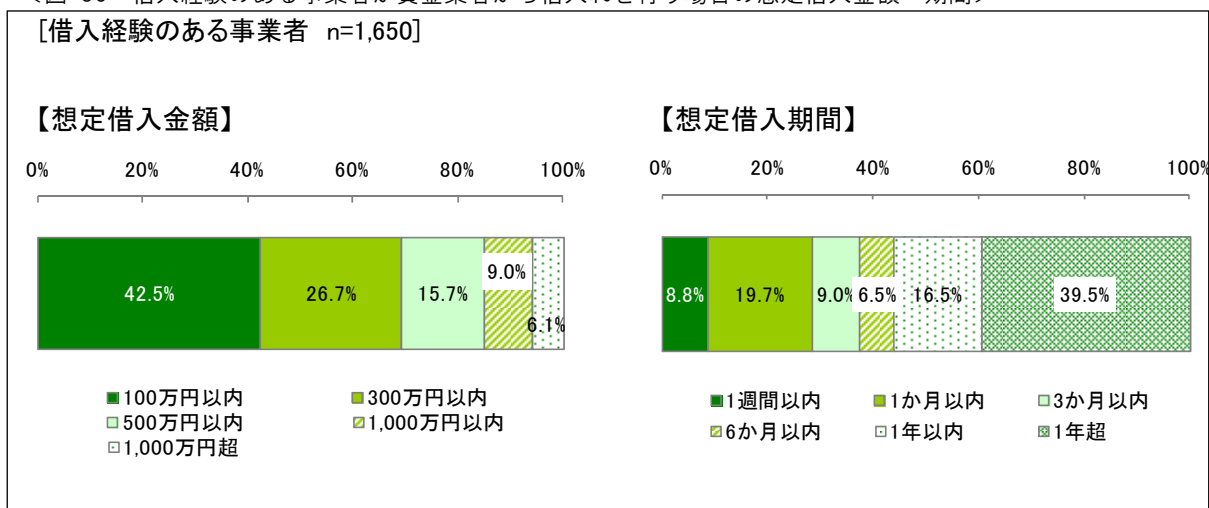
< 図 34：借入経験のある事業者が感じる貸金業者の機能や役割 >



< 図 35：貸金業者からの借入目的(複数回答) >



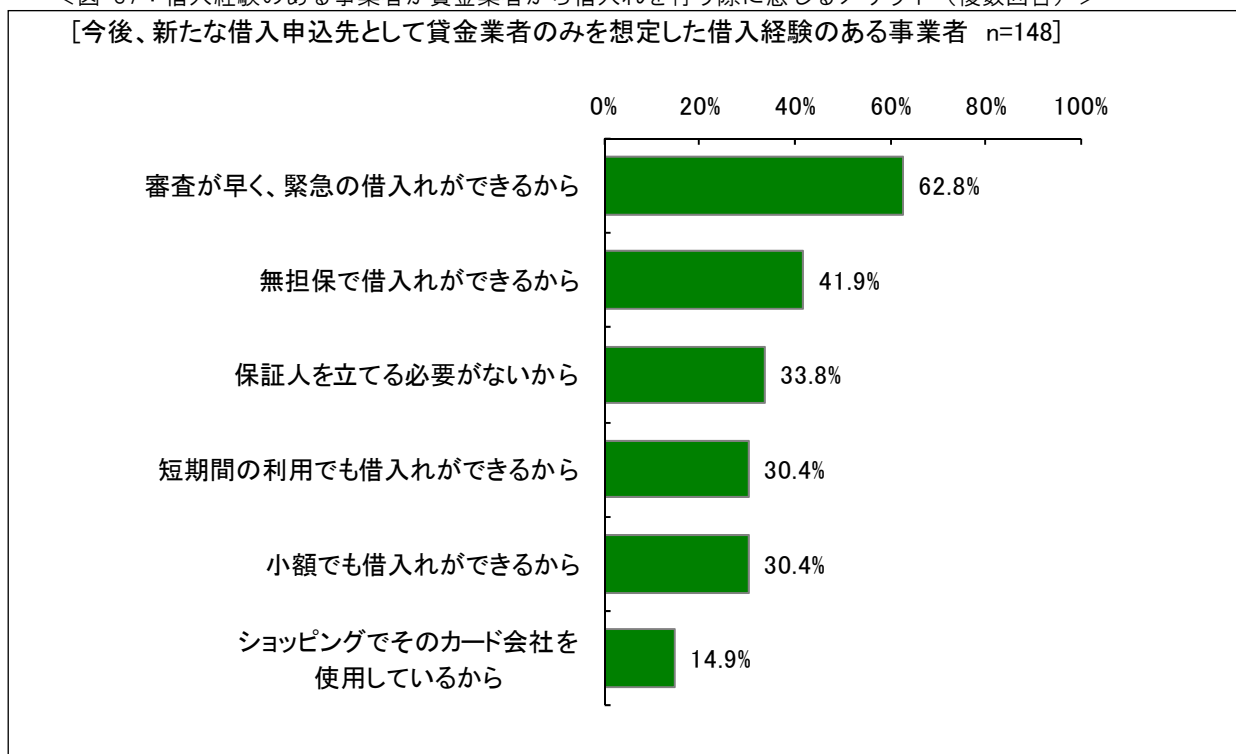
<図 36：借入経験のある事業者が貸金業者から借入れを行う場合の想定借入金額・期間>



(8) 借入経験のある事業者が貸金業者から借入れを行う際に感じるメリット

- 借入経験のある事業者が貸金業者から借入れを行う際に感じるメリットは、「審査が早く、緊急の借入れができるから」が 62.8%と最も高く、次いで「無担保で借入れができるから」が 41.9%となっている。

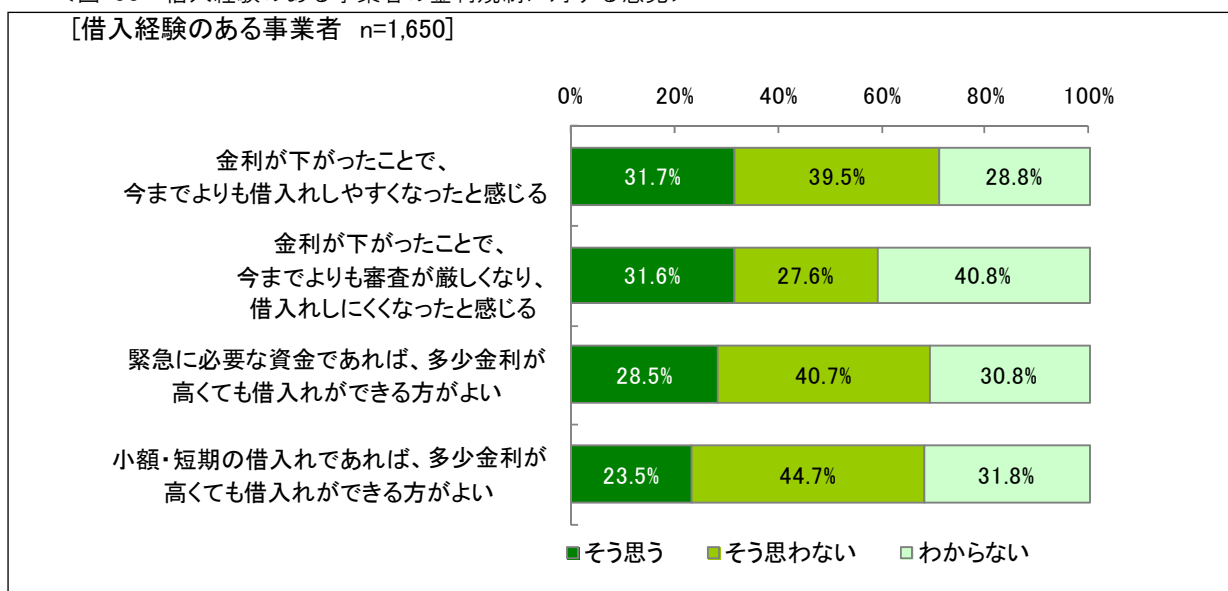
<図 37：借入経験のある事業者が貸金業者から借入れを行う際に感じるメリット（複数回答）>



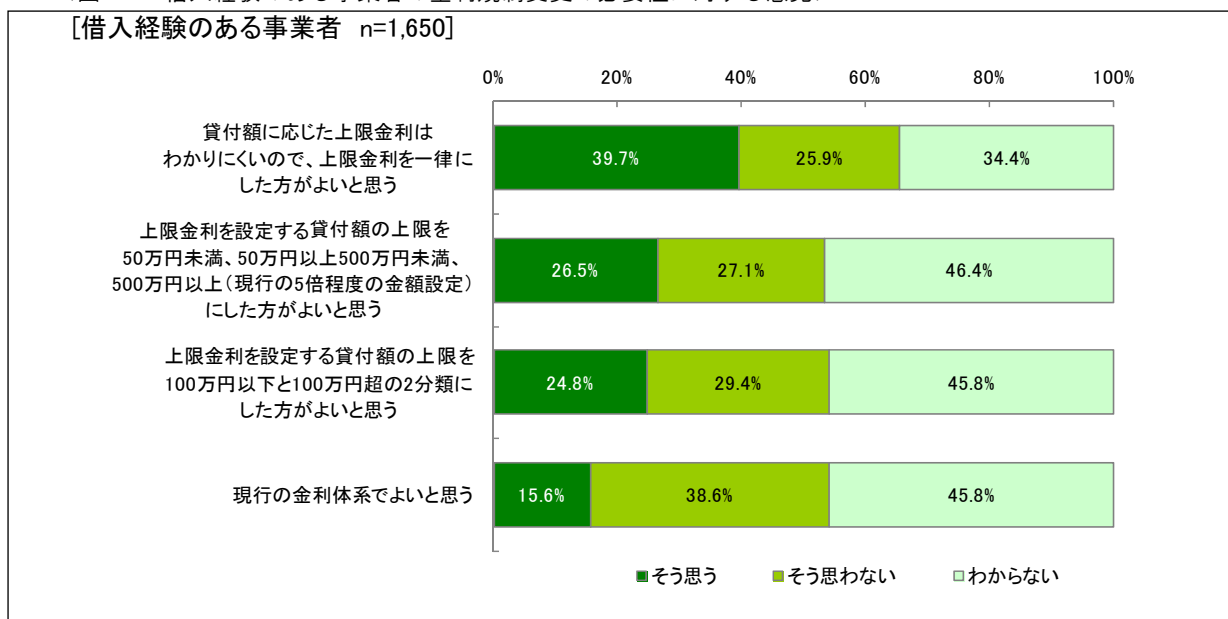
(9) 金利規制に対する借入経験のある事業者の意見

- 借入経験のある事業者の31.7%が、金利が下がったことで、今までよりも借入れしやすくなったと思うと回答している一方、39.5%がそう思わないと回答している。
- また、今までよりも審査が厳しくなり借入れしにくくなったと回答した割合は、事業者が31.6%であるのに対し、個人では22.8%となっており、金利規制に対する受け止め方は、個人と事業者に差がでた結果となっている。
- 小額・短期の借入れであれば多少金利が高くても借入れができる方がよいと思うかについて聞いた設問では、23.5%が「そう思う」と回答している一方、44.7%が「そう思わない」と回答している。
- 金利規制変更の必要性に対する意見では、39.7%が「貸付額に応じた上限金利はわかりにくいので、上限金利を一律にした方がよいと思う」と回答しており、現行の金利体系でよいと思うかについて聞いた設問では、15.6%が「そう思う」、38.6%が「そう思わない」と回答している。

<図 38：借入経験のある事業者の金利規制に対する意見>



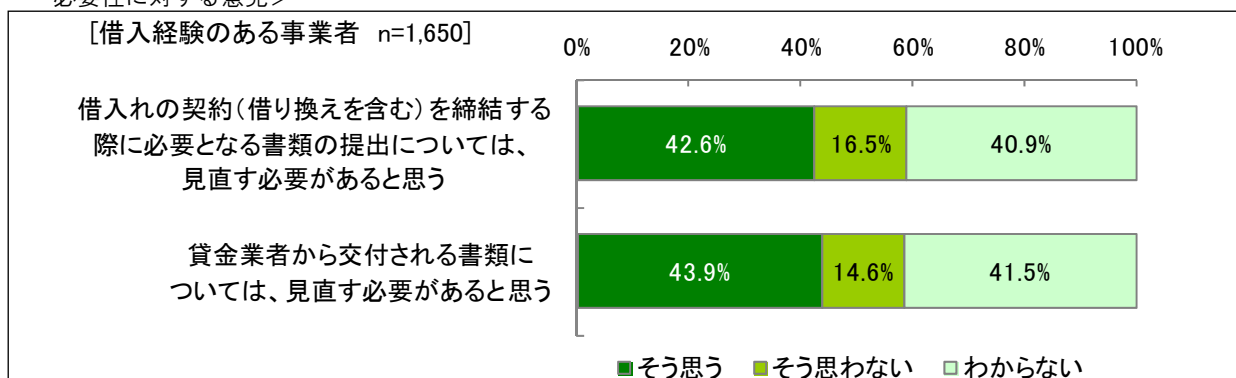
<図 39：借入経験のある事業者の金利規制変更の必要性に対する意見>



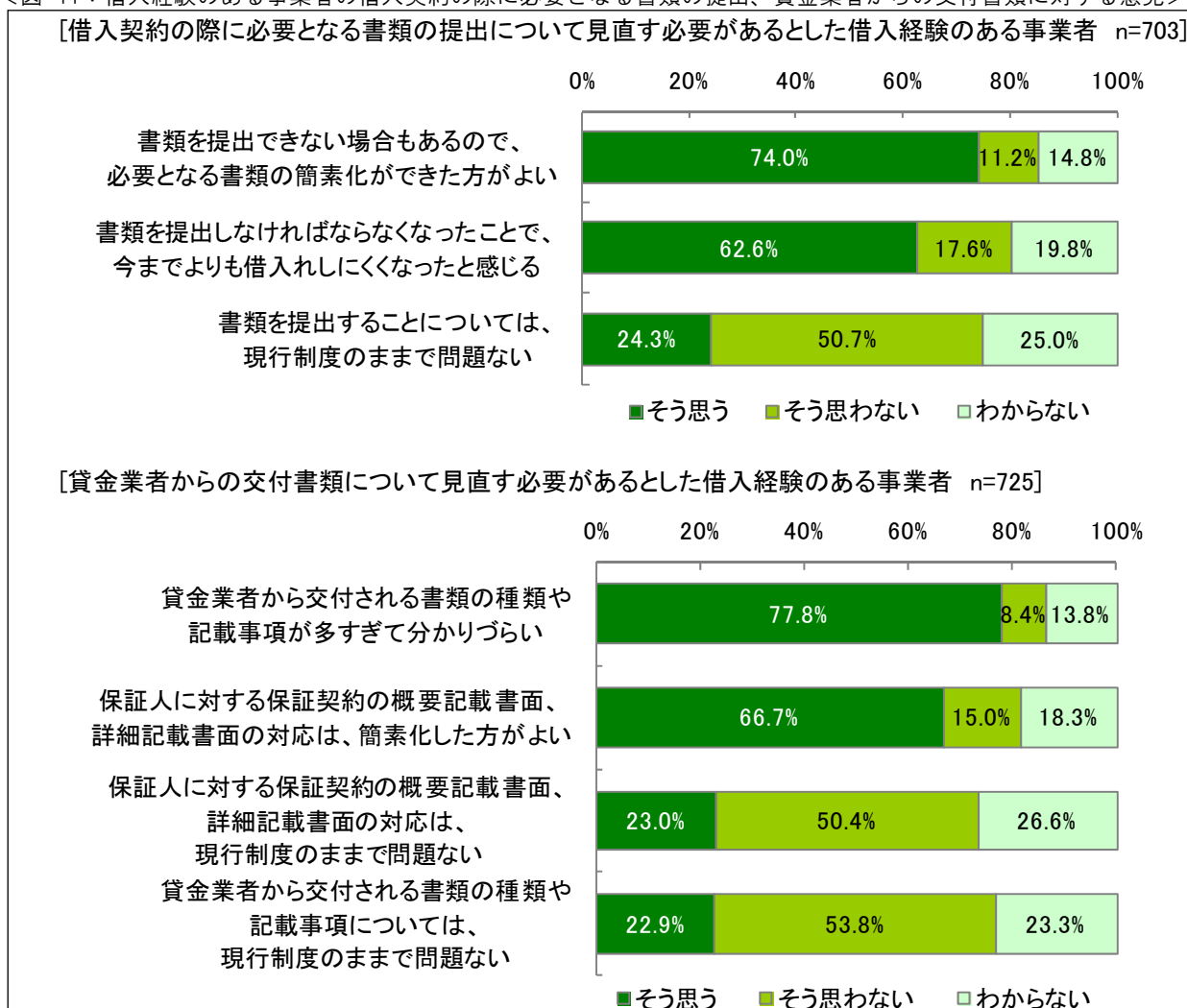
(10) 契約に係る事務手続きに対する借入経験のある事業者の意見

- 借入経験のある事業者の借入契約の際に必要なとなる書類の提出に対する意見では、42.6%が「契約に係る事務手続きを見直す必要がある」と回答しており、そのうち 74.0%が簡素化を望んでいる。
- 貸金業者からの交付書類に対する意見では、43.9%が「交付される書類について見直す必要がある」と回答しており、そのうち 77.8%が「交付される書類の種類や記載事項が多すぎて分かりづらい」と回答している。

<図 40：借入経験のある事業者の借入契約の際に必要なとなる書類の提出、貸金業者からの交付書類の見直しの必要性に対する意見>



<図 41：借入経験のある事業者の借入契約の際に必要なとなる書類の提出、貸金業者からの交付書類に対する意見>

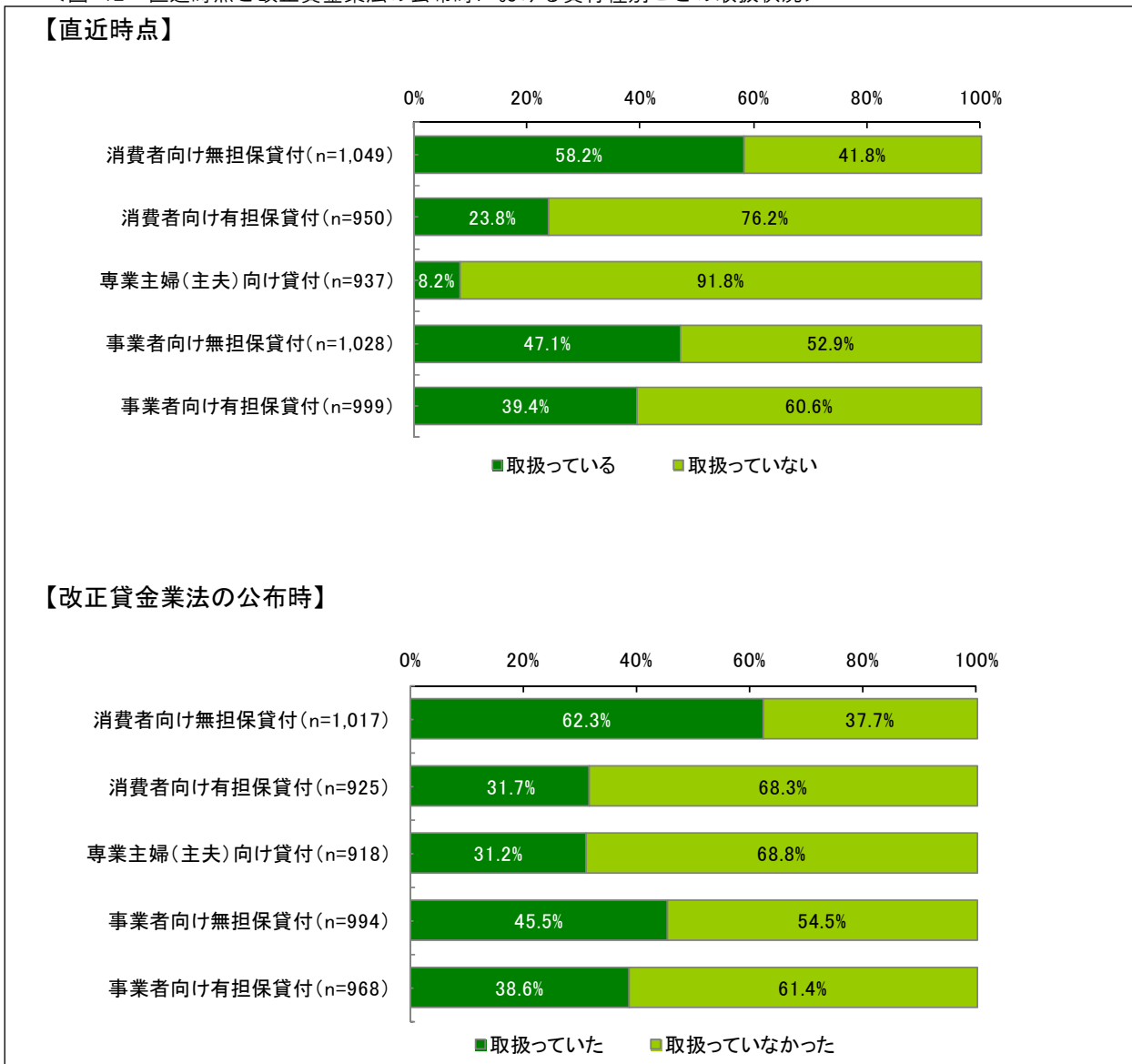


5. 貸金業者の貸付状況

(1) 貸付種別ごとの取扱状況

- 直近時点(平成24年8月)での貸付種別ごとの取扱状況は、消費者向け無担保貸付が58.2%、専業主婦(主夫)向け貸付が8.2%、事業者向け無担保貸付が47.1%であり、改正貸金業法の公布時(平成18年12月)比べると、消費者向け無担保貸付は4.1ポイント低下、専業主婦(主夫)向け貸付は23.0ポイント低下している。

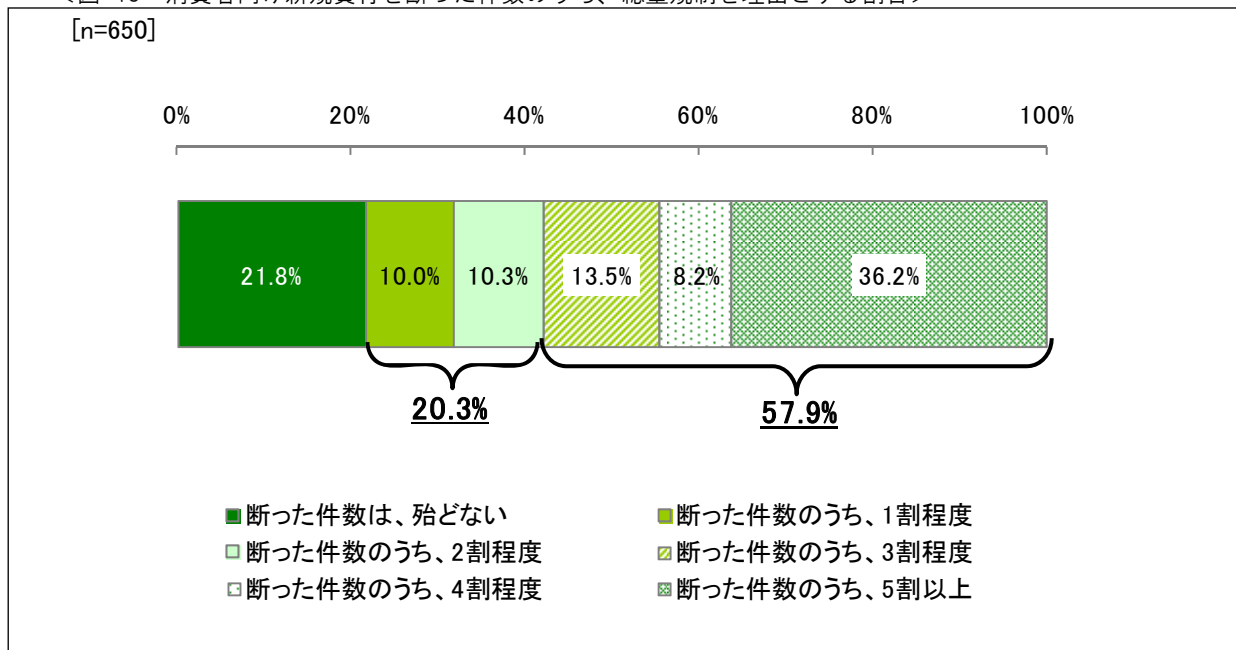
<図 42：直近時点と改正貸金業法の公布時における貸付種別ごとの取扱状況>



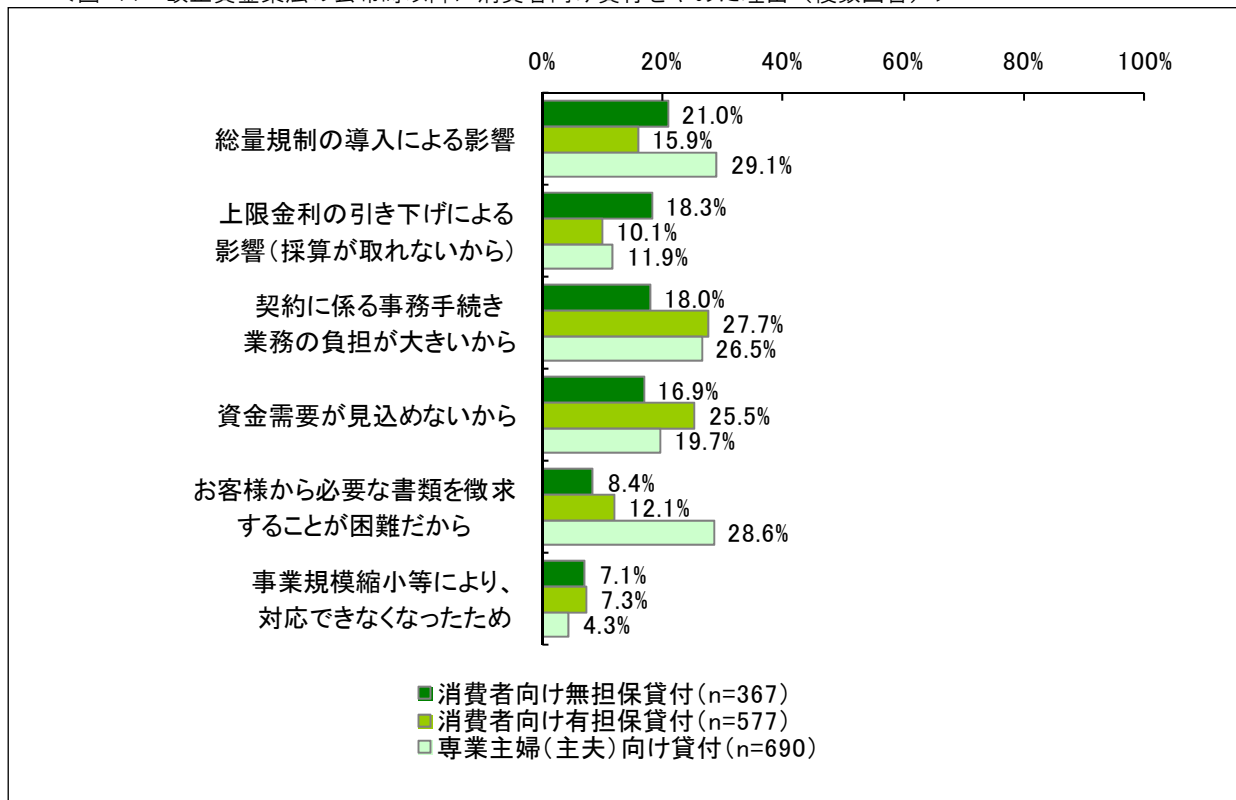
(2) 法改正による消費者向け貸付への影響

- 総量規制を理由に消費者向け新規貸付を断った件数の割合を見ると、貸金業者の20.3%が1割程度から2割程度と回答し、57.9%が3割程度から5割以上と回答している。
- 貸金業者の21.0%が「総量規制の導入による影響」、18.3%が「上限金利の引き下げによる影響」を理由に、改正貸金業法の公布時以降に消費者向け無担保貸付をやめている。

<図 43：消費者向け新規貸付を断った件数のうち、総量規制を理由とする割合>



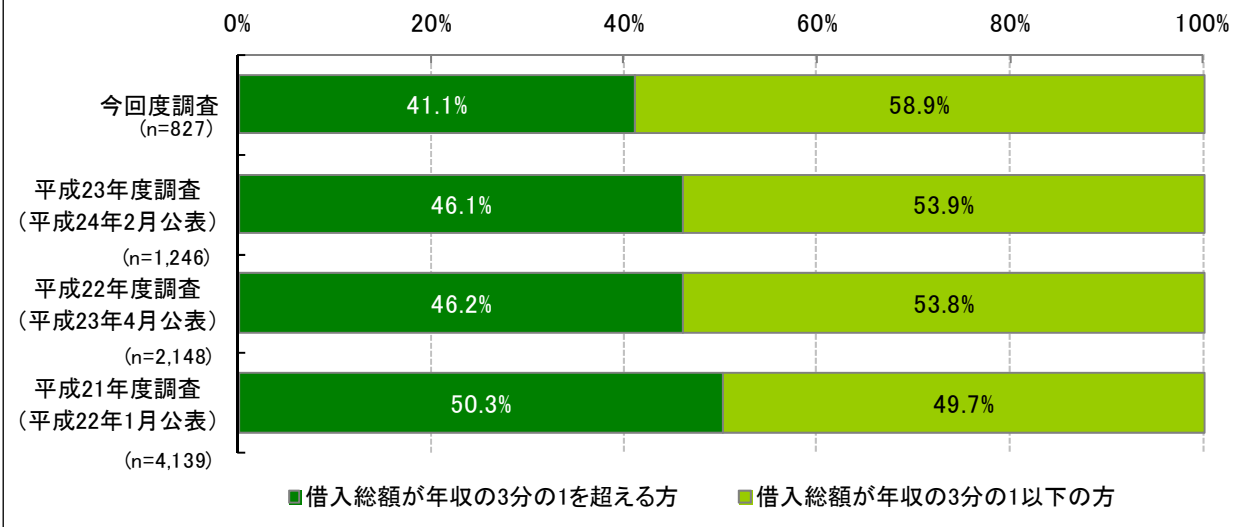
<図 44：改正貸金業法の公布時以降に消費者向け貸付をやめた理由（複数回答）>



<参考 2：資金需要者調査における総量規制該当者比率の推移>

【消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当者比率】

資金需要者向け調査のプレ調査 106,489 名のうち、消費者金融会社の借入利用者 827 名における総量規制該当者比率を調査。

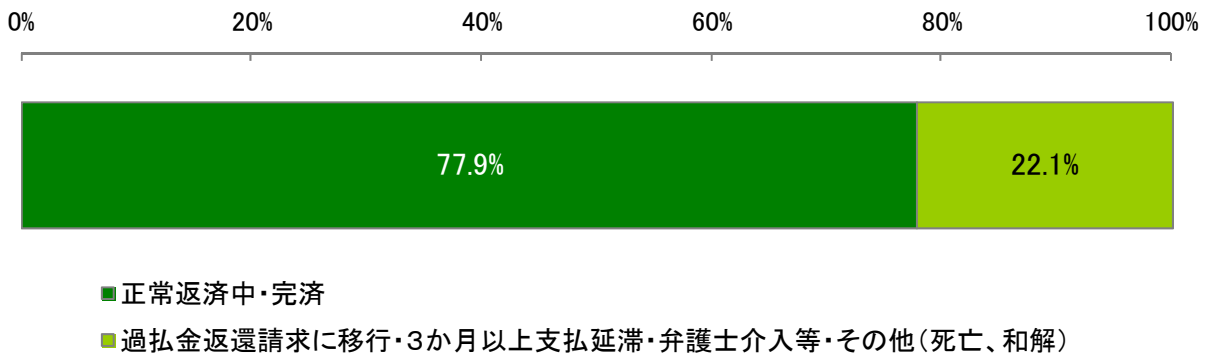


<参考 3：総量規制該当者（残高あり正常債権）の動向に関する調査>

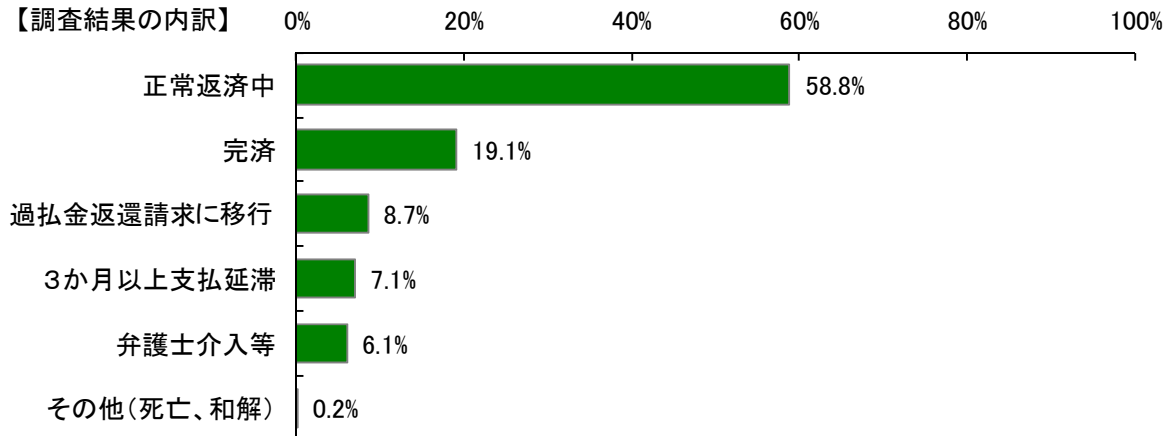
【総量規制該当者（残高あり正常債権）の動向】

大手貸金業者 6 社（消費者金融会社 4 社 / 信販会社 1 社 / 流通系カード会社 1 社）の平成 22 年 3 月末時点における総量規制該当者の平成 24 年 3 月末現在の動向を調査。

(n=3,100,881件)



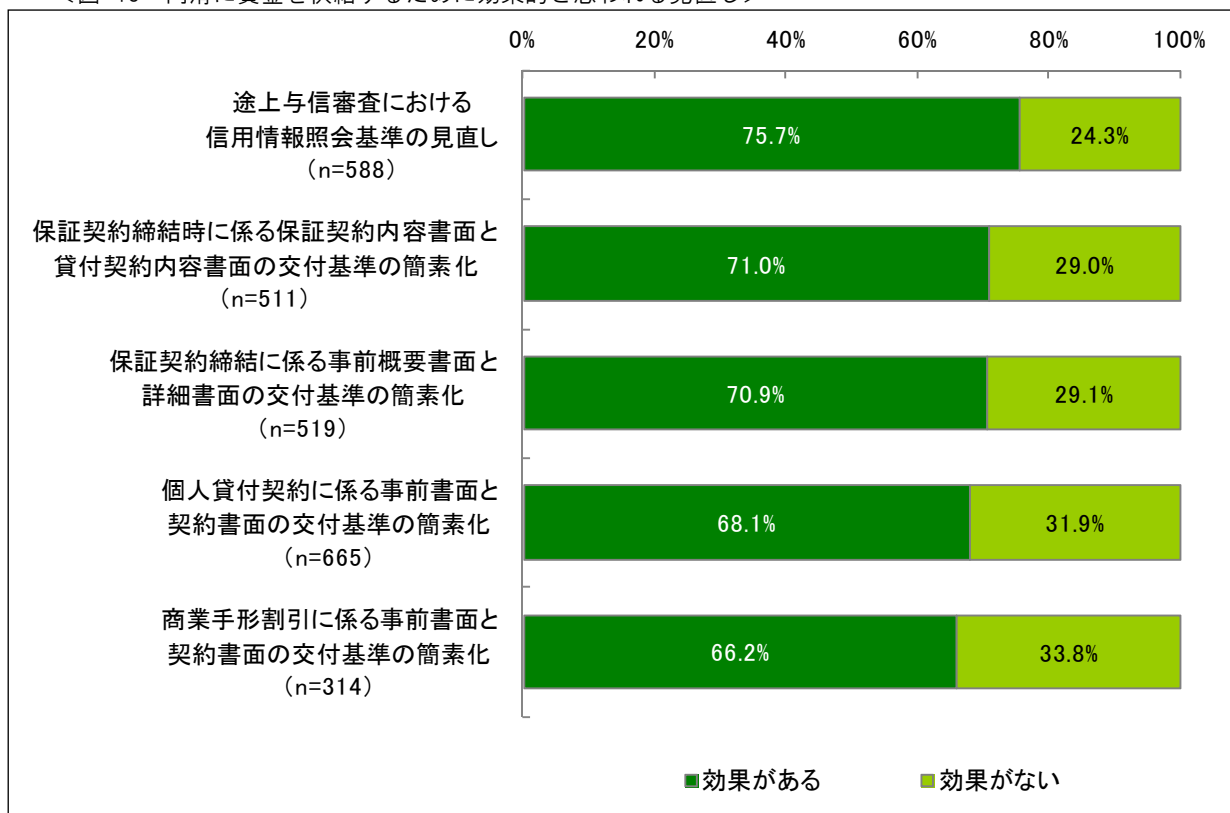
【調査結果の内訳】



(3) 円滑に資金を供給するために効果的と思われる見直し

- 円滑に資金を供給するために効果的と思われる見直しについて調査したところ、「効果がある」と回答した割合が最も高いのは、「途上与信審査における信用情報照会基準の見直し」(75.7%)となっており、次いで「保証契約締結時に係る保証契約内容書面と貸付契約内容書面の交付基準の簡素化」(71.0%)となった。

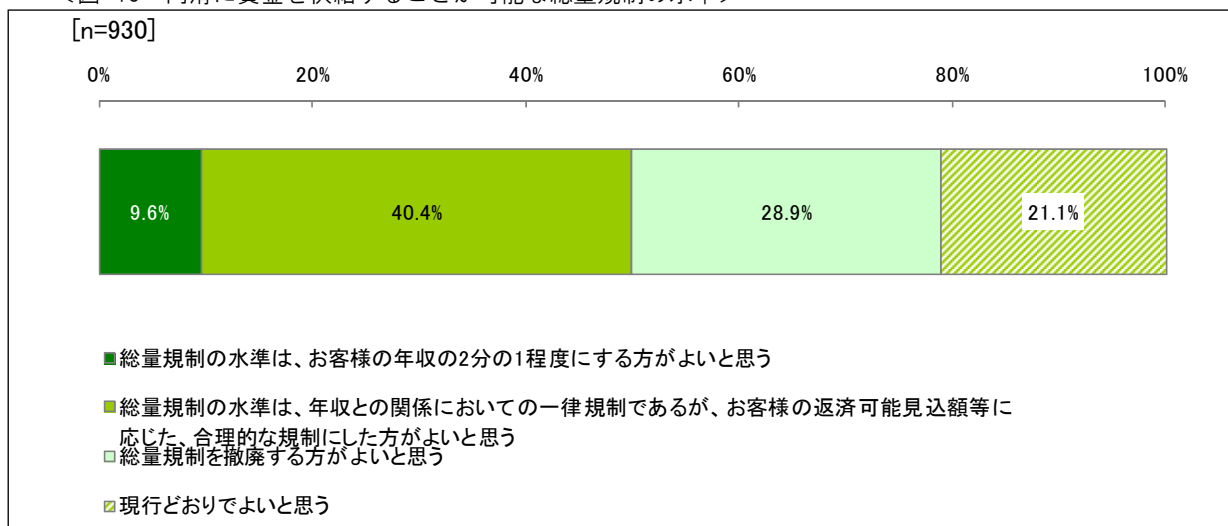
<図 45：円滑に資金を供給するために効果的と思われる見直し>



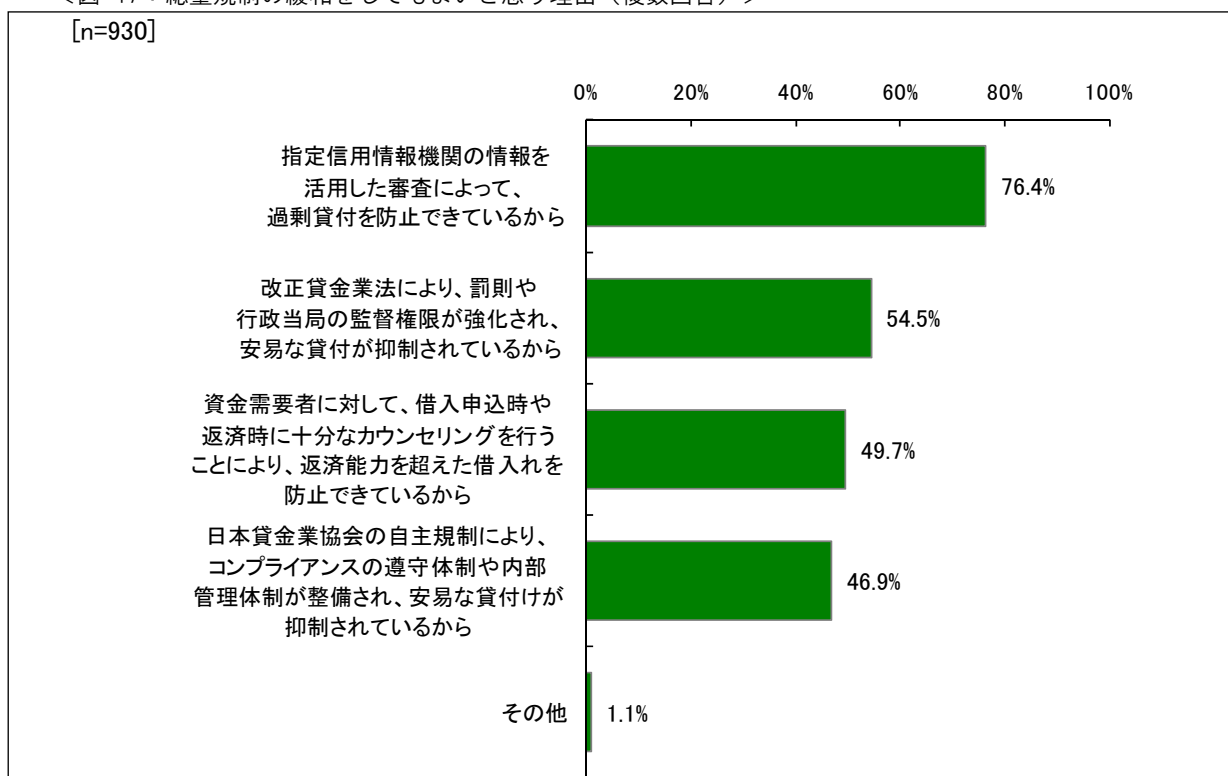
(4) 円滑に資金を供給することが可能な総量規制の水準

- 円滑に資金を供給することが可能な総量規制の水準について調査したところ、「総量規制の水準は、年収との関係においての一律規制であるが、お客様の返済可能見込額に応じた、合理的な規制にした方がよいと思う」が40.4%と最も高く、次いで「総量規制を撤廃する方がよいと思う」が28.9%となっている。
- 総量規制を緩和してもよいと思う理由では、「指定信用情報機関の情報を活用した審査によって、過剰貸付を防止できているから」が76.4%と最も高い。

<図 46：円滑に資金を供給することが可能な総量規制の水準>



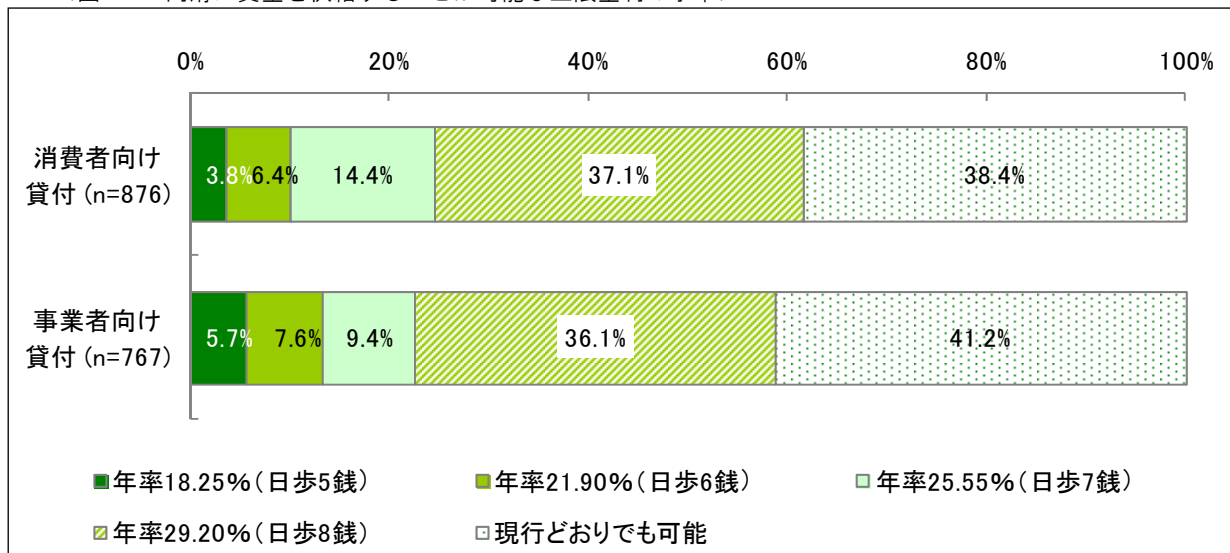
<図 47：総量規制の緩和をしてもよいと思う理由（複数回答）>



(5) 円滑に資金を供給することが可能な上限金利の水準

- 円滑に資金を供給することが可能な上限金利の水準について調査したところ、消費者向け無担保貸付では、38.4%が「現行どおりでも可能」と回答している一方、37.1%が「年率29.20%（日歩8銭）」と回答している。また、事業者向け無担保貸付では、41.2%が「現行どおりでも可能」と回答している一方、36.1%が「年率29.20%（日歩8銭）」と回答している。

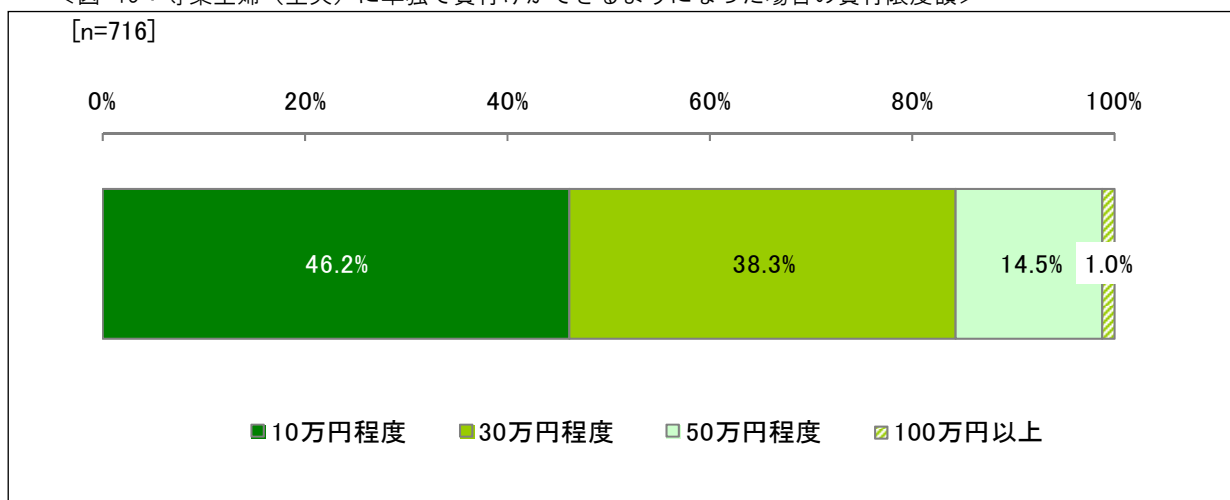
<図 48：円滑に資金を供給することが可能な上限金利の水準>



(6) 専業主婦(主夫)向け貸付における望ましい貸付限度額

- 専業主婦(主夫)に単独で貸付けができるようになった場合の貸付限度額について調査したところ、「10万円程度」と回答した割合が46.2%と最も高く、「30万円程度」が38.3%、「50万円程度」が14.5%と続いた。

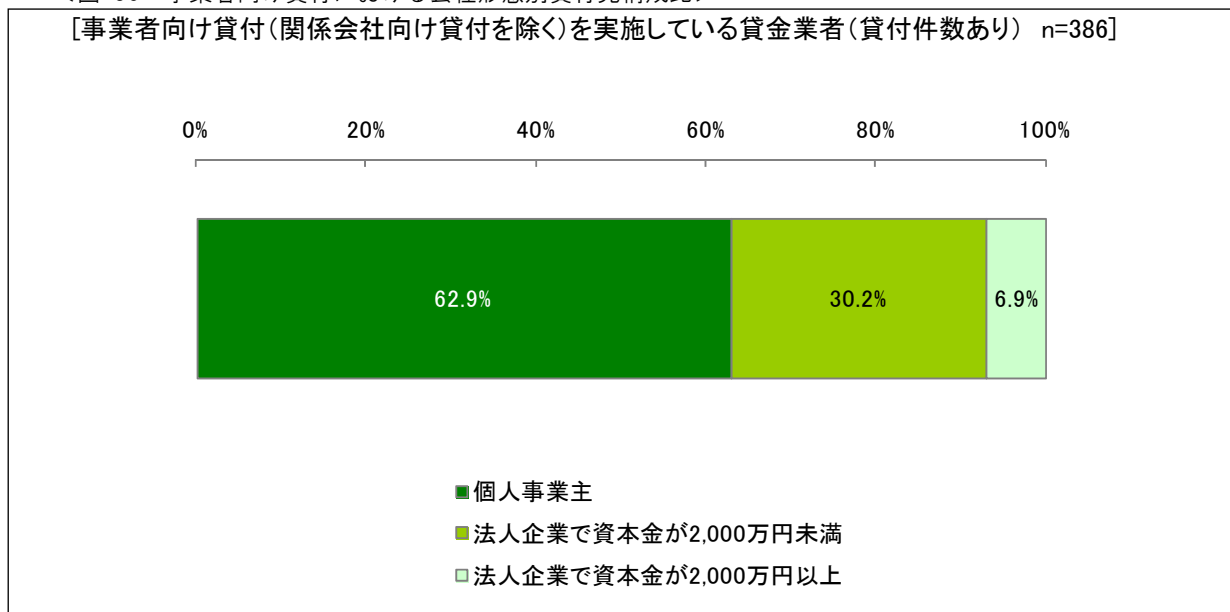
<図 49：専業主婦(主夫)に単独で貸付けができるようになった場合の貸付限度額>



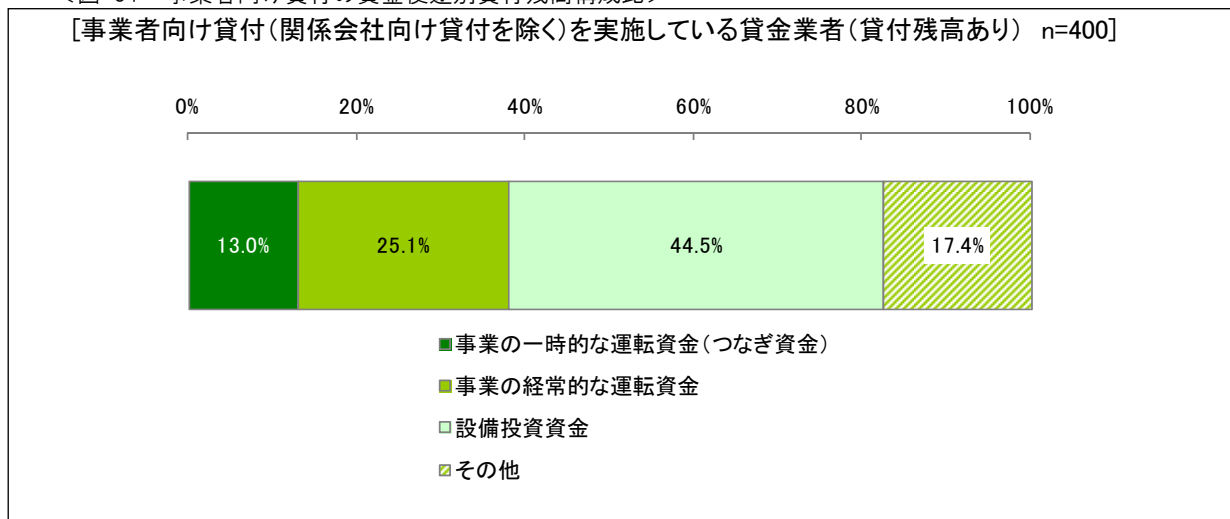
(7) 事業者向け貸付の貸付先およびその資金用途

- 事業者向け貸付(関係会社向け貸付を除く)を実施している貸金業者に対して会社形態別の貸付先について調査したところ、貸付先の93.1%は、個人事業主と資本金2,000万円未満の法人企業が占めている。
- また、資金用途別に見ると、「設備投資資金」が44.5%と最も高く、次いで「事業の経常的な運転資金」が25.1%となっている。

<図 50：事業者向け貸付における会社形態別貸付先構成比>



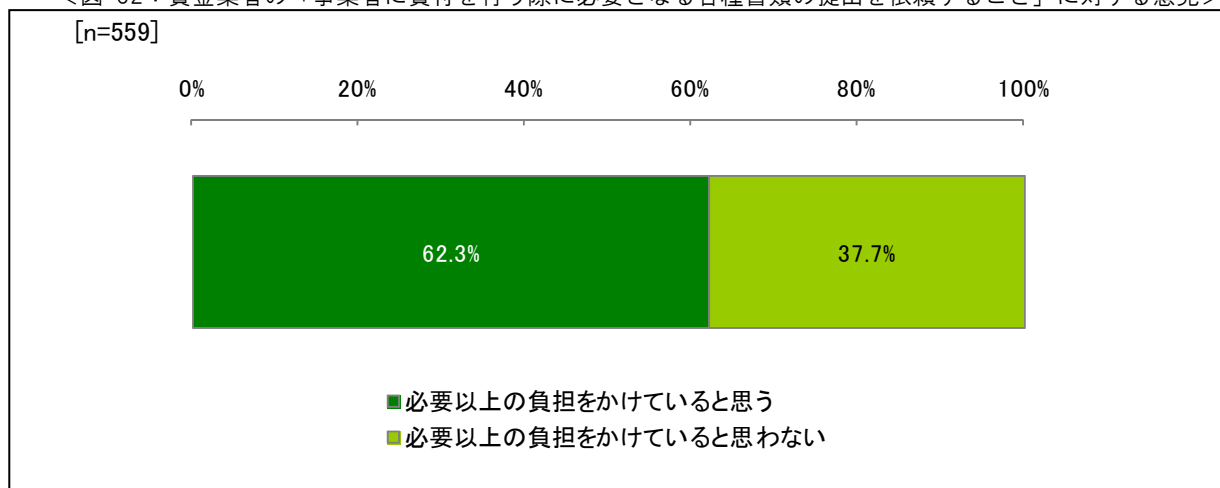
<図 51：事業者向け貸付の資金用途別貸付残高構成比>



(8) 契約に係る事務手続きに対する貸金業者の意見

- 事業者に対する貸付を行う際に必要となる各種書類(事業計画・収支計画・資金計画)の提出を依頼することについて、貸金業者の62.3%が、「零細企業や個人事業主に各種書類の提出を依頼することは、必要以上に負担をかけていると思う」と回答している。

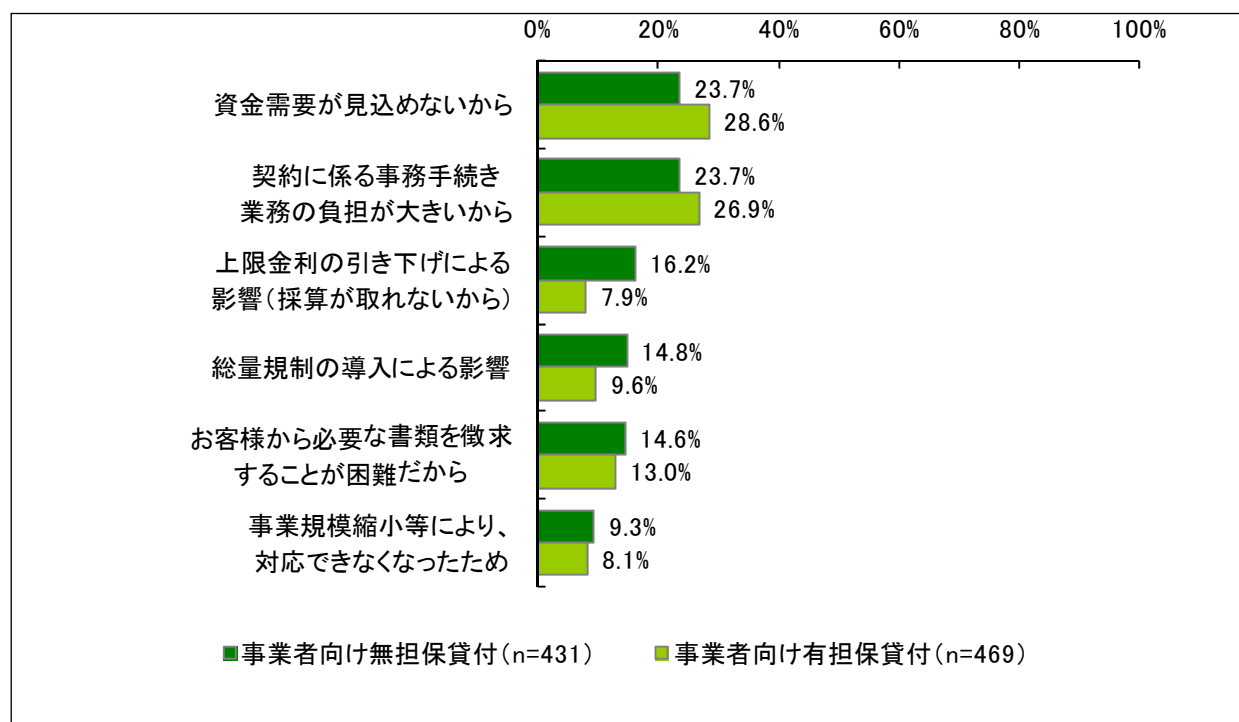
<図 52：貸金業者の「事業者に貸付を行う際に必要となる各種書類の提出を依頼すること」に対する意見>



(9) 法改正による事業者向け貸付への影響

- 貸金業者の23.7%が「資金需要が見込めないから」、23.7%が「契約に係る事務手続き業務の負担が大きいから」、16.2%が「上限金利の引き下げによる影響(採算が取れないから)」を理由に、改正貸金業法の公布時以降に事業者向け無担保貸付をやめている。

<図 53：改正貸金業法の公布時以降に事業者向け貸付をやめた理由（複数回答）>

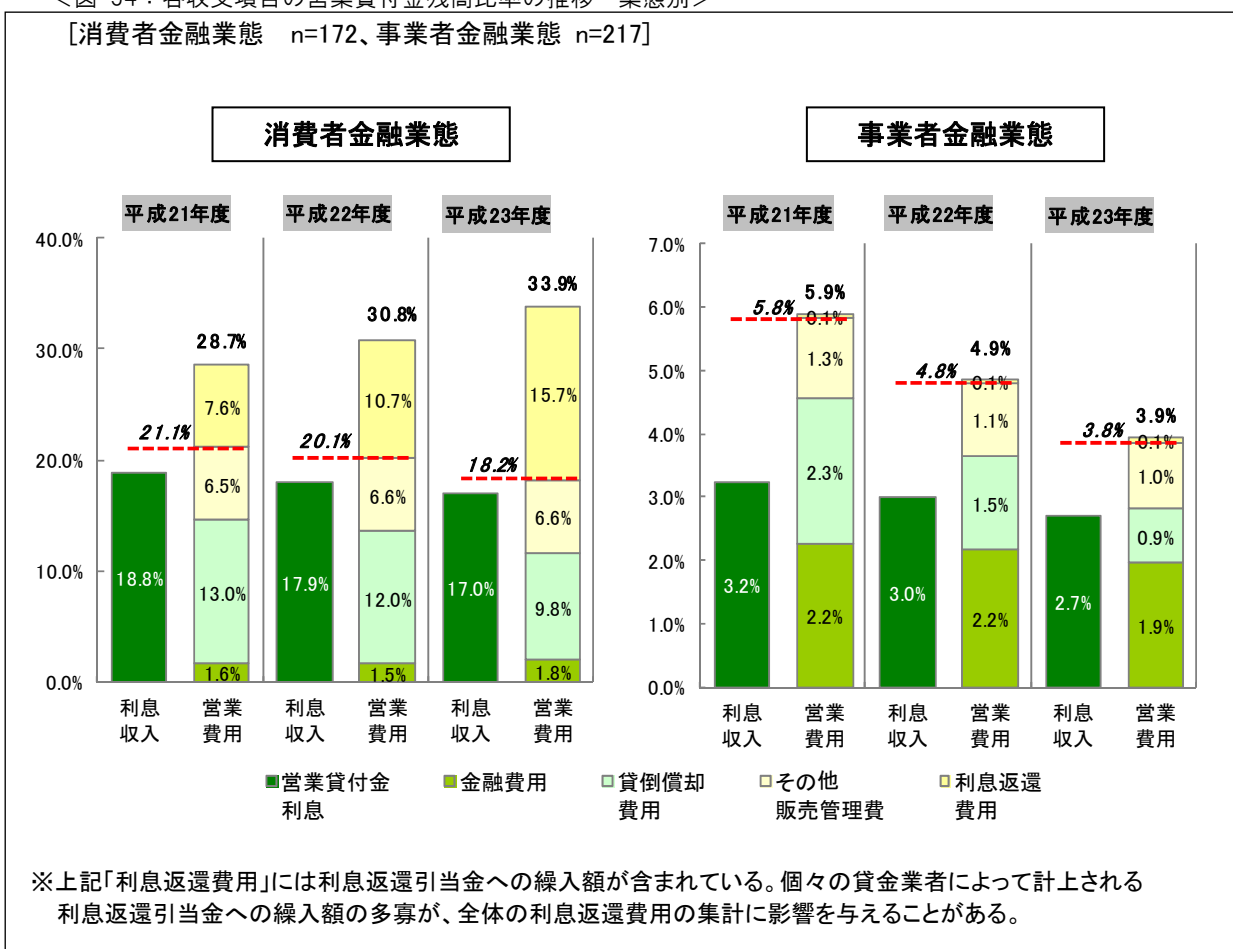


(10) 貸金業者の経営状況

- 貸金業者の経営状況を確認したところ、直近3期の期末時点における利息収入(営業貸付金利息)が常に営業費用を下回っており、貸金業者の収益構造は赤字体質となっている。
- 消費者金融業態の利息収入(営業貸付金利息)の営業貸付金残高に対する比率は、平成21年度の18.8%から平成23年度の17.0%へと低下した。一方、営業費用(利息返還費用を含む)の比率は、平成21年度以降、28.7%から33.9%へと上昇した。

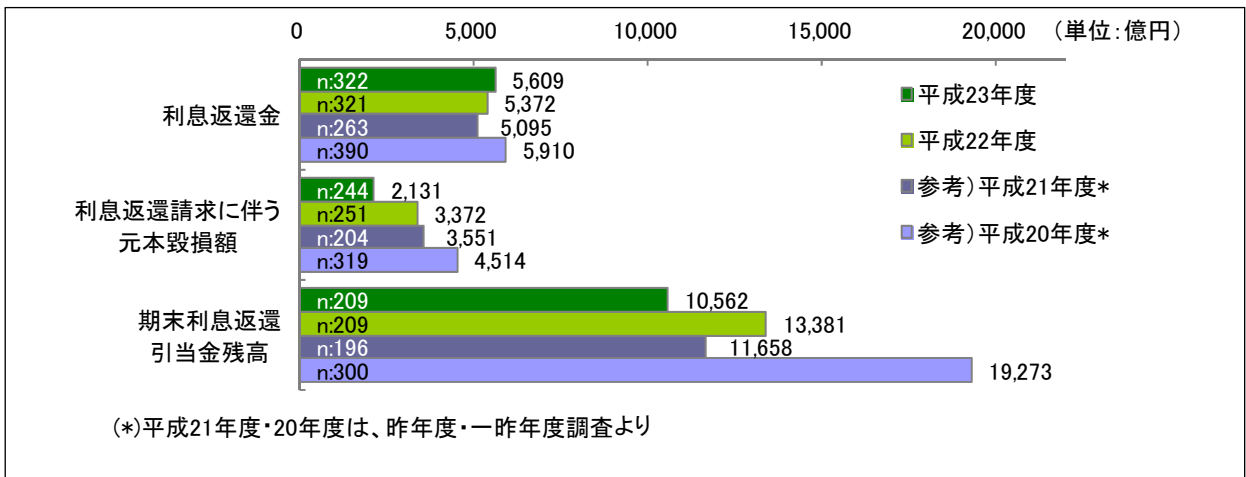
<図 54：各収支項目の営業貸付金残高比率の推移－業態別>

[消費者金融業態 n=172、事業者金融業態 n=217]

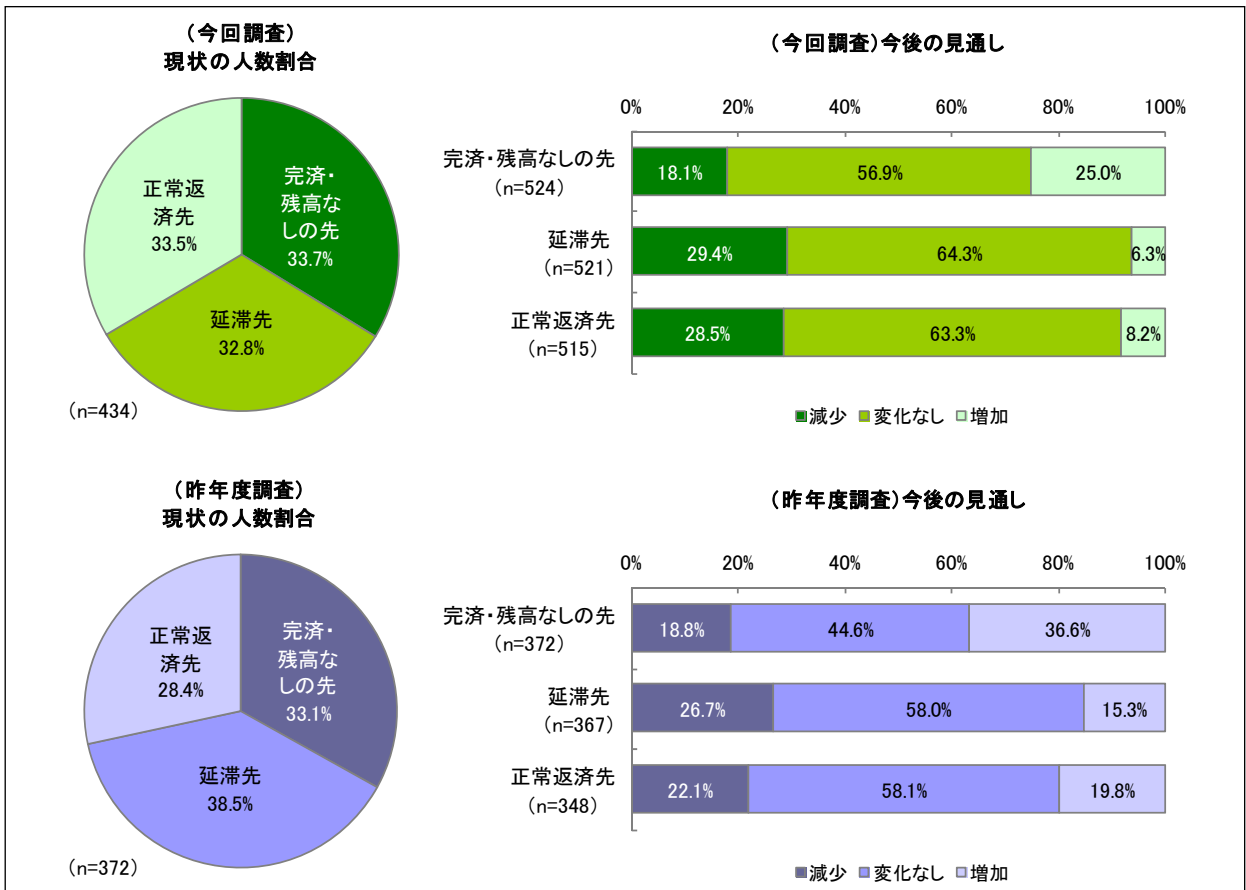


- 平成23年度の利息返還金と元本毀損額の合計は7,740億円で、過去4か年における利息返還金と元本毀損額の合計は約3.5兆円、平成23年度の期末利息返還引当金残高1.0兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約4.5兆円となっている。
- 利息返還請求時の債務者区分を見ると、「完済・残高なしの先」が33.7%(昨年度調査と比べて0.6ポイント上昇)と最も高く、次いで「正常返済先」が33.5%(昨年度調査と比べて5.1ポイント上昇)、「延滞先」が32.8%(昨年度調査と比べて5.7ポイント低下)となっている。

<図 55：利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金残高の推移>



<図 56：利息返還請求時の債務者区分>

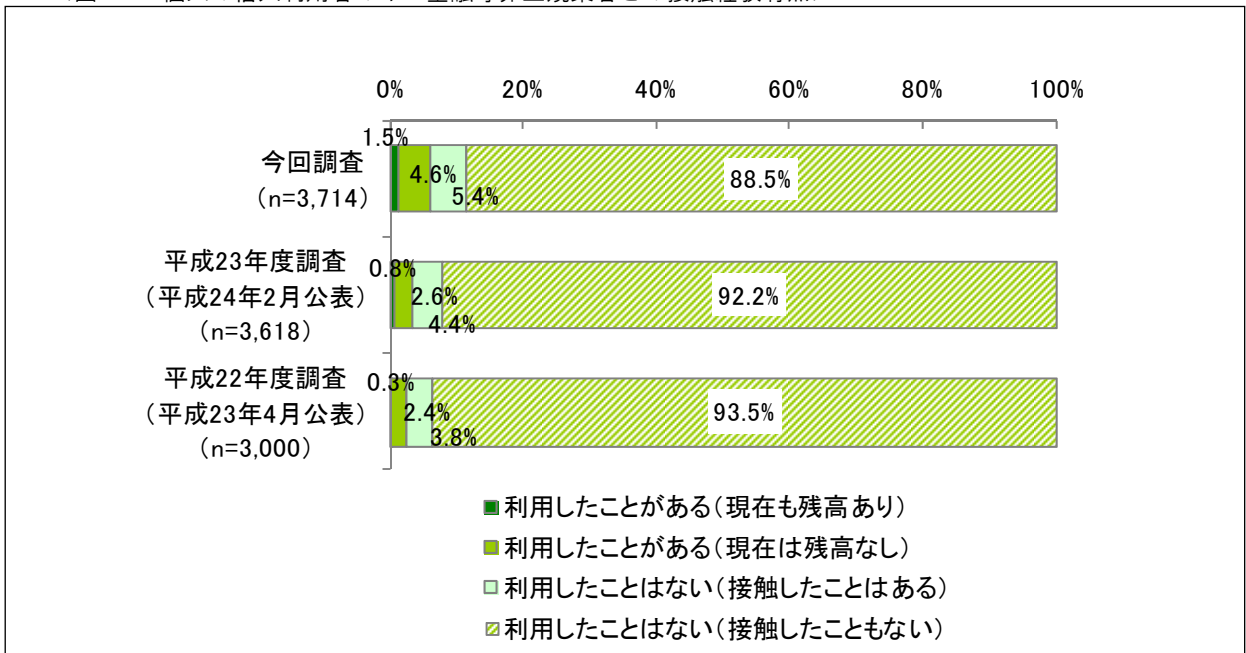


6. ヤミ金融等非正規業者との接触状況

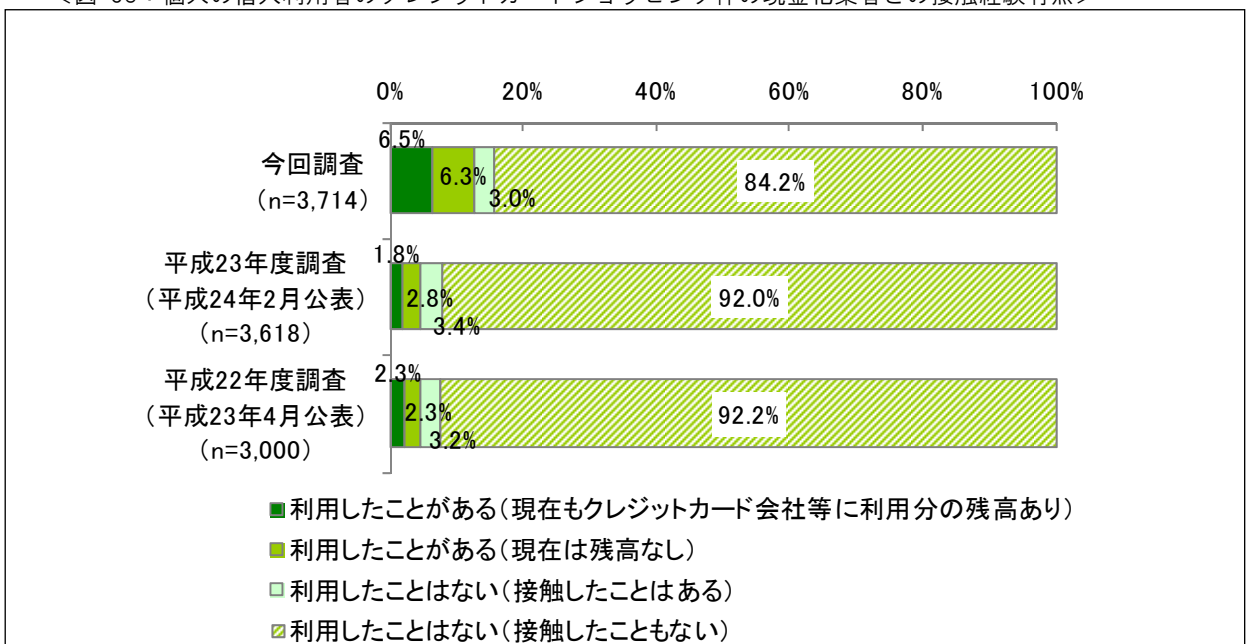
(1) 個人の借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触状況

- 個人の借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は 11.5%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は 15.8%となっており、昨年度の調査(平成23年度調査)と比べるとそれぞれ 3.7 ポイント、7.8 ポイント上昇した。

<図 57：個人の借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無>



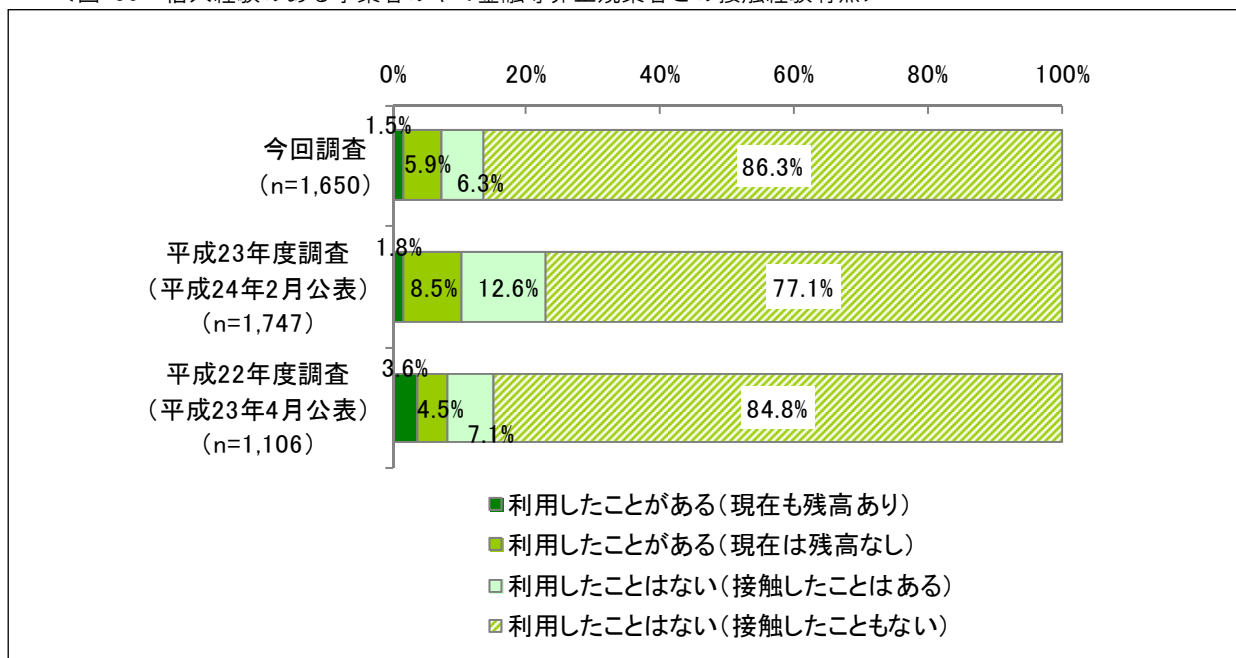
<図 58：個人の借入利用者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無>



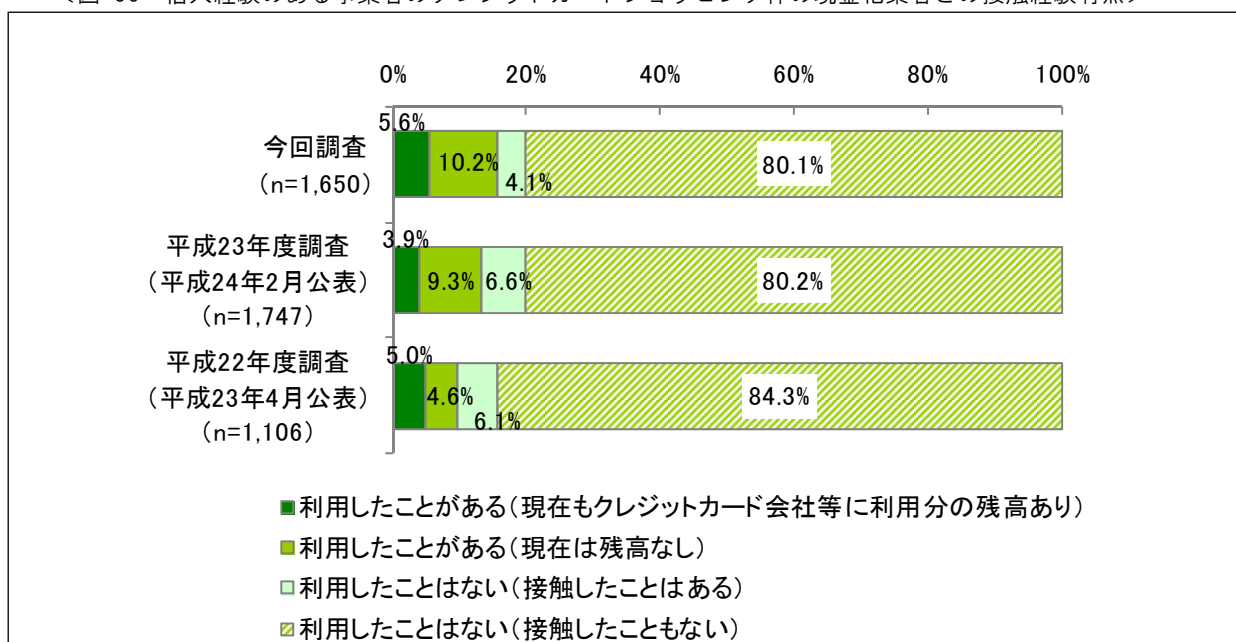
(2) 借入経験のある事業者のヤミ金融等非正規業者との接触状況

- 借入経験のある事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は13.7%、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は19.9%となっており、昨年度の調査(平成23年度調査)と比べるとそれぞれ9.2ポイント低下、0.1ポイント上昇した。

<図 59：借入経験のある事業者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無>



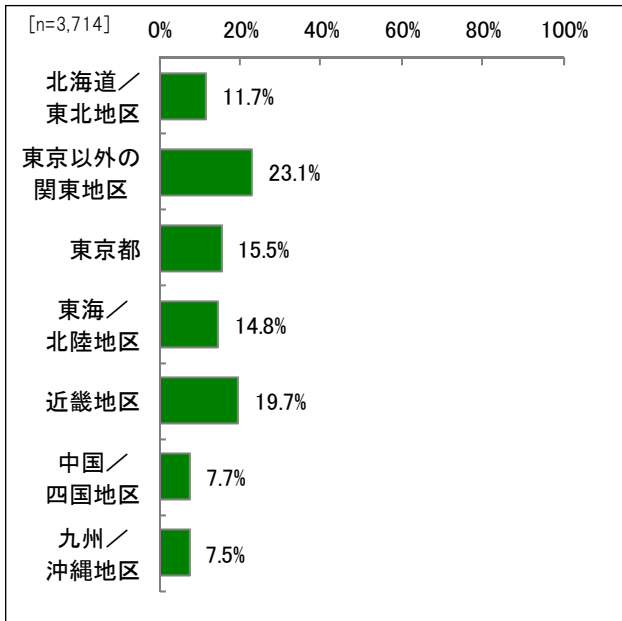
<図 60：借入経験のある事業者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無>



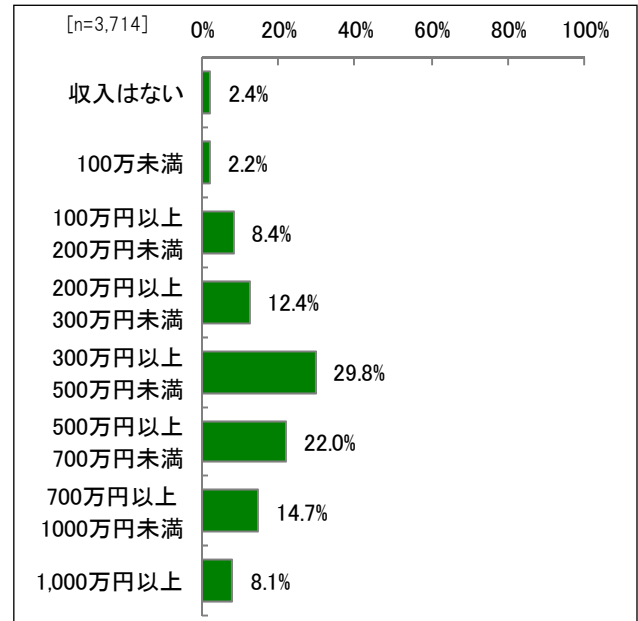
■ 標本構成

資金需要者向け調査(個人の借入利用者)

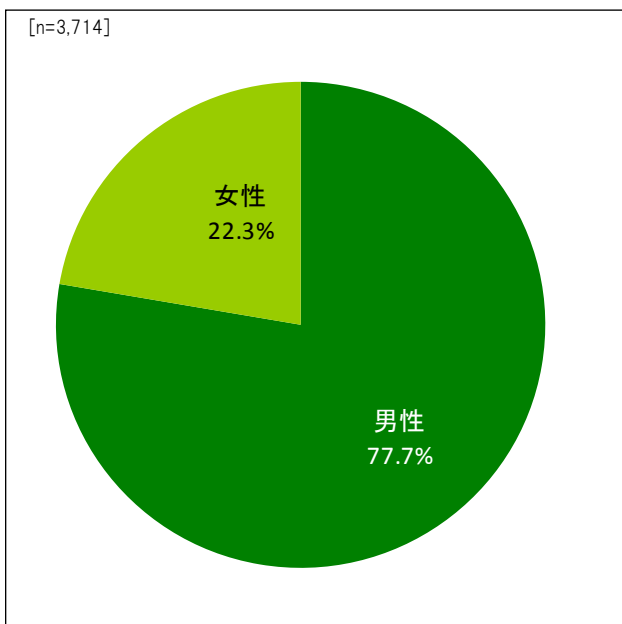
<地区>



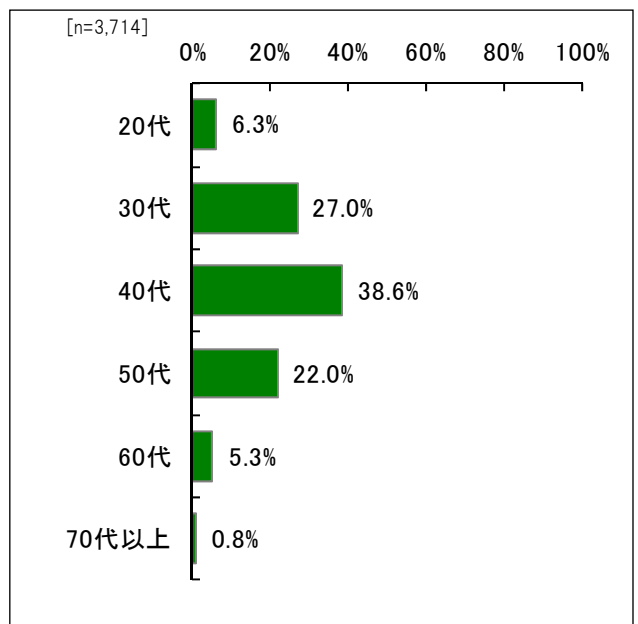
<個人年収>



<性別>

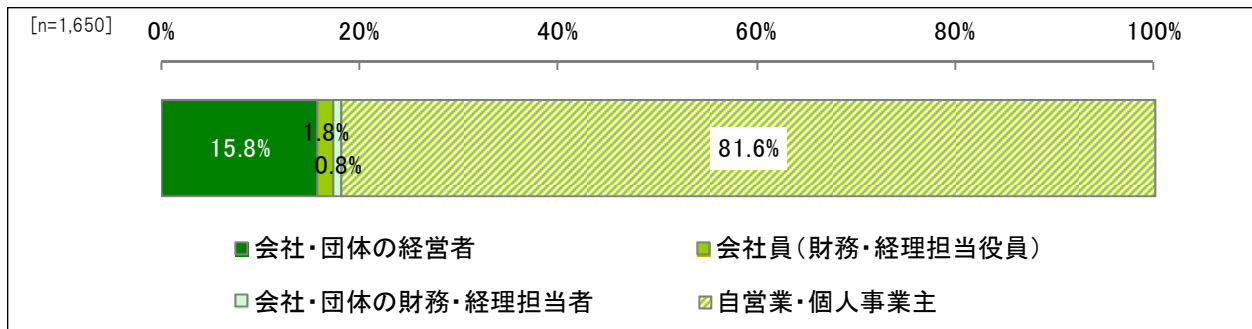


<年代>

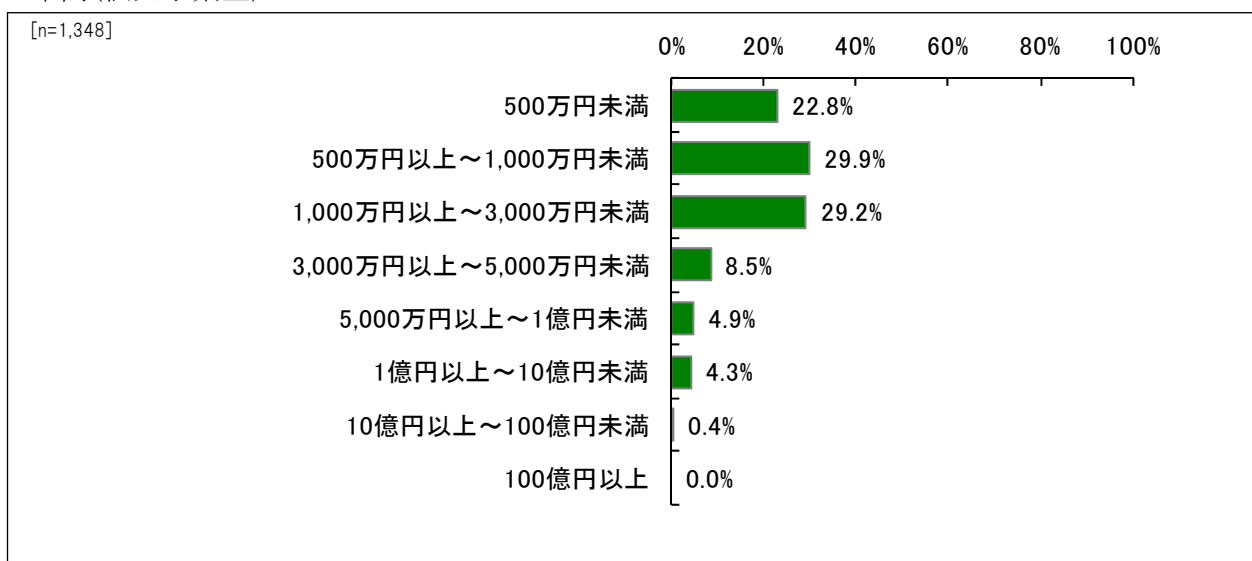


資金需要者向け調査(借入経験のある事業者)

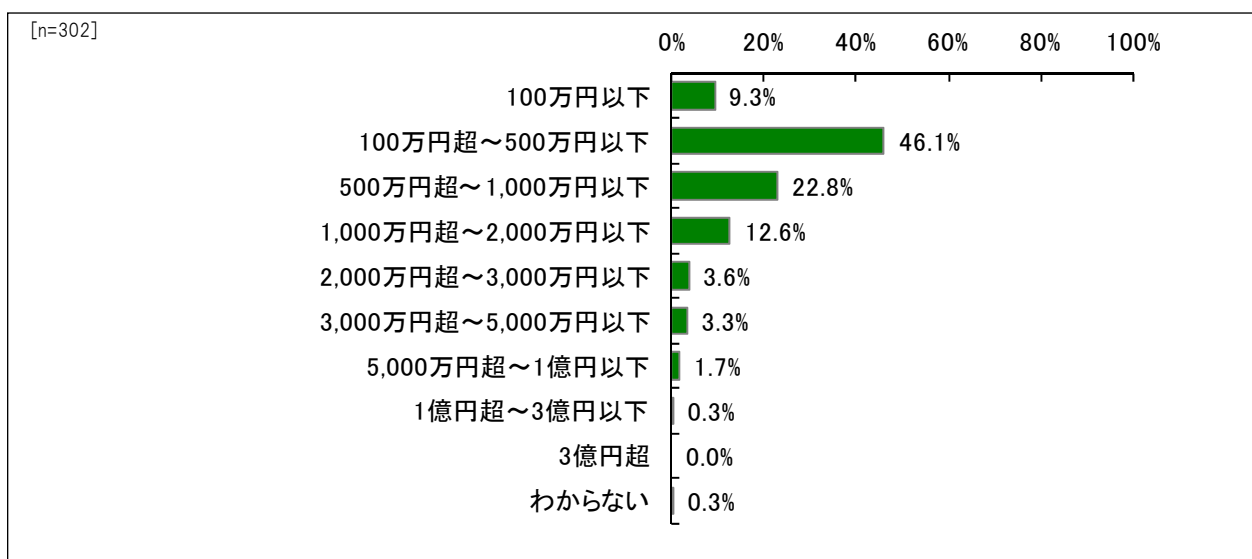
<職業(個人事業主・小規模企業経営者)>



<年商(個人事業主)>



<資本金(会社法人)>



貸金業者向け調査

区 分		発送数(*1)	有効 回答数	有効 回答率(*1)	残高カバ レッジ(*2)
協会員／ 非会員	協会員	1,374	850	61.9%	90.5%
	非会員	942	337	35.8%	
法人／個人	法人事業主		969		
	個人事業主		218		
3 業態	消費者金融業態		445		
	事業者金融業態		485		
	クレジット・信販他		216		
	不明		41		
貸付残高	5 億円以下		634		
	5 億円超～100 億円以下		385		
	100 億円超～500 億円以下		77		
	500 億円超～5,000 億円以下		44		
	5,000 億円超		6		
	不明		41		
合 計		2,316	1,187	51.3%	

(*1) 非会員の法人／個人、3 業態及び貸付残高は、回答者のみ判定したため、3 業態及び貸付残高の発送数・有効回答率は未算出。

(*2) 残高カバレッジは、協会員のみ、回答者の貸付残高を全協会員の貸付残高で除した値を算出。

以 上